

第22期第15回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年3月7日（火） 15：30～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

資料1

(2) 筑前海区における漁業権免許の漁場計画案について（諮問）

資料2

(3) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について（協議）

資料3

(4) 会長、副会長の選任について（協議）

資料4

(5) その他



資料 1
(22期15回筑前漁調委)
(令和5年3月7日)

4水第4006号

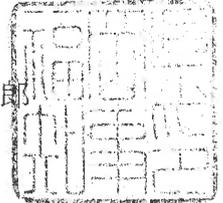
令和5年3月6日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「くろまぐろ(小型魚)」の令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量が変更されることを受け、知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 知事は、福岡県資源管理方針に即し、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・ 今般、令和4管理年度「くろまぐろ（小型魚）」の都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・ このため、水産庁からの通知があり次第、知事管理漁獲可能量を変更することについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めよう（変更しよう）するときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の変更について】

- ・ 福岡県資源管理方針で、「くろまぐろ（小型魚）」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。
○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準
くろまぐろ（小型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分
- ・ 「くろまぐろ（小型魚）」については、現在、都道府県別漁獲可能量が25.4トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の11.5トンを譲渡し、13.9トンとすることで協議が調ったため、水産庁からの通知があり次第、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を13.9トンに変更するもの。
- ・ なお、漁獲量が都道府県漁獲可能量の8割以上を達成すれば、翌管理年度に追加配分が得られるため、現在の漁獲量が11.1トンであることから、都道府県漁獲可能量を13.9トンとした

表 本県で変更しようとする都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量

| 特定水産資源 | 令和4管理年度 | 都道府県別 漁獲可能量 | 知事管理漁獲可能量 | |
|----------------|----------|----------------|-------------------------|---------------|
| | | | 知事管理区分 | 配分数量 |
| くろまぐろ (小型魚) | 4/1~3/31 | <u>13.9トン</u> | 福岡県くろまぐろ (小型魚)知事管理区分 | <u>13.9トン</u> |

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- ・ 資料1-2 知事管理漁獲可能量に係る告示案
- ・ 資料1-3 都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会
- ・ 資料1-4 福岡県資源管理方針（抜粋）

4水管第3617号
令和5年3月6日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和5年3月13日(月)までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

| 特定水産資源 | 都道府県別漁獲可能量 (福岡県分) | |
|------------|----------------------|--------|
| | (変更前) | (変更後) |
| くろまぐろ(小型魚) | 25.4トン | 13.9トン |
| くろまぐろ(大型魚) | 9.1トン | 9.1トン |

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

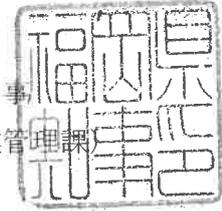
特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

4漁管第4880号

令和5年3月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における海区漁場計画について (諮問)

このことについて、別添のとおり漁業法(昭和24年法律第267号)第62条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



次期筑前海区漁場計画の概要

漁業管理課

用語の整理

海区漁場計画：知事が5年ごとに漁場の位置及び区域等を定める。

団体漁業権：漁協又は漁連が自ら営まず、組合員に行使させる漁業権
(共同漁業権、旧漁業法での特定区画漁業権に相当)

個別漁業権：団体漁業権以外の漁業権
(定置漁業権、旧漁業法での経営者による区画漁業権に相当)

活用漁業権：「適切かつ有効」に活用されている漁業権

類似漁業権：活用漁業権のうち、「漁場の位置及び区域」、「漁業の種類」及び「漁業時期」が概ね等しい漁業権

海区漁場計画に定める事項（漁業法第62条第2項）

- イ 漁場の位置及び区域
- ロ 漁業の種類
- ハ 漁業時期
- ニ 存続期間
- ホ 区画漁業権については、個別漁業権か団体漁業権かの別
- ヘ 団体漁業権については、その関係地区
- ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に際し必要な事項

海区漁場計画の要件（漁業法第63条 一部省略）

- 一 漁業調整その他公益上に支障を及ぼさないように設定されていること。
- 二 活用漁業権であるときは、類似漁業権が設定されていること。
- 三 活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。
- 四 三の場合のほか、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資する場合、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

(以下、略)

1. 次期漁場計画の概要

【全体の概要】

| 項目 | 次期 | 現行 |
|------|---|---|
| 共同 | 第1種 21件 対象魚種の変更 なまこ、あわびの漁業時期の限定 第2種 21件 漁業種類の総称化 第3種 10件 | 第1種 21件 第2種 21件 第3種 10件 |
| 区画 | 第1種 58件 現行から2件 削除 2件 漁業種類変更(類似扱い) 1件 個別から団体に移行 (新規扱) 6件 新規漁場 | 第1種 54件 |
| 定置 | 2件新設 | 設定なし |
| 保全漁場 | 該当なし | 規定なし |
| その他 | 真方位距離の算出方法統一 | |

2. 共同漁業権の概要

1) 第1種 藻類、貝類等の定着性の水産動物を目的とする漁業

(イ、ロ、ハが概ね等しいため、類似漁業権とする。)

イ 漁場の位置及び区域

- ・ほぼ変更なし
- ・筑共12号で漁業権除外区域を追加。

ロ 漁業種類(別紙一覧表①参照)

- ・採捕実態がない、もしくは少ない魚種(えむし、しゃこ等)を削除。
- ・行使が認められる魚種(かめのと等)を追加。
- ・全漁業権ともに削除、追加は一部に限られるため、現行と概ね等しい。

ハ 漁業時期(別紙一覧表①参照)

- ・漁業法改正により、あわび・なまこが特定水産動植物に指定。
- ・漁業権免許上においてもあわび及びなまこの漁業時期を以下の表のとおり、一定の時期に限定^{*1}。
- ・その他の魚種では変更なしであるため、現行と概ね等しい。

| あわび・なまこ 漁業時期 | 次期 | 現行 |
|---------------------------------|------------------------|--------------------|
| あわび | 12月21日から 翌年10月31日まで | 1月1日から 12月31日まで |
| なまこ (筑共1～15号) | 10月1日から 翌年3月31日まで | 1月1日から 12月31日まで |
| なまこ※ ² (筑共16～21号) | 11月1日から 翌年4月30日まで | 1月1日から 12月31日まで |

※1 現行の漁業調整規則ではあわび、なまことも採捕禁止期間が定められているが、今後漁業調整規則改正により、同項目を削除する予定。(今後、諮問予定)

※2 関門海域ではH26以降の調査により、なまこの産卵期が1ヵ月程度後ろ倒しになっていることを確認。関係漁業権管理委員会からも漁期の変更について要望がなされている。

二 存続期間

- ・10年間

ホ以下、略

2) 第2種 網漁具を移動しないように敷設する漁業(定置以外)

(イ、ロ、ハが概ね等しいため、類似漁業権とする。)

イ 漁場の位置及び区域

- ・ほぼ変更なし
- ・筑共12号で漁業権除外区域を追加。

ロ 漁業種類(別紙一覧表①参照)

- ・行使実態がない漁業種類を削除(筑共7号の雑魚桁網)
- ・柔軟な海面利用を促進するため、雑魚桁網、雑魚落網、いか小型定置網、いか大謀網、雑魚大謀網を「雑魚小型定置網(桁網、落網、大謀網含む。)」に一本化。各漁業権者が定める漁業権行使規則上で詳細な漁業種類の規定を促す。
- ・柔軟な海面利用を促進するため、いか曲建網、さわら曲建網、雑魚曲建網を個別で免許していたが、「雑魚曲建網(いか、さわら等を目的とするものを含む。)」に一本化。各漁業権者が定める漁業権行使規則上で詳細な漁業種類の規定を促す。

ハ 漁業時期(別紙一覧表①参照)

- ・変更なし。

二 存続期間

- ・10年間

ホ以下、略

3) 第3種 つきいそ漁業(イ、ロ、ハが概ね等しいため、類似漁業権とする。)

- ・漁場の位置及び区域、漁業種類、漁業時期その他
変更なし。

4) その他の事項

- ・第1種にて、なまこ及びあわびの漁業の時期を限定。
- ・第2種でも、なまこ及びあわびの混獲が想定されるため、両魚種の採捕時期について免許上の条件として、以下のとおり規定。

「11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。」

「4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。」(筑共1～15号)

「5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。」(筑共16～21号)

3. 区画漁業権の概要(別紙一覧表②参照)

| 漁業種類 | 件数 () 内は新規 | 漁業種類 | 件数 () 内は新規 |
|-----------|----------------|--------|----------------|
| のり | 4件(1件) | こんぶ | 1件 |
| わかめ | 13件(1件) | 真珠母貝 | 7件 |
| 魚類 | 4件 | 真珠 | 1件(1件) |
| かき | 14件 | かき・魚類 | 4件 |
| わかめ・あかもく | 1件 | かき・わかめ | 1件 |
| あわび | 1件 | あかもく | 3件(3件) |
| ふともずく | 2件 | うに | 1件(1件) |
| わかめ・ふともずく | 1件 | - | - |

1) 新規以外(イ、ロ、ハが概ね等しいため類似漁業権とする。)

イ 漁場の位置及び区域

- ・変更なし

ロ 漁業種類

- ・わかめ(宗像津屋崎)をかき・わかめに変更。
- ・魚類(糸島船越)をかき・魚類に変更。
- ・いずれも類似扱
- ・このほか変更なし。

ハ 漁業時期

- ・わかめ・あかもく（宗像大島）について、あかもく養殖後の流れ藻を有効利用するため、漁期を「10月1日から6月30日」に延長（現行：「10月1日から5月31日」）。
- ・このほか変更なし。

二 存続期間

- ・5年間

ホ 団体漁業権と個別漁業権の別

- ・かき2件（福岡唐泊）のみが個別漁業権（福岡市漁協自営）
- ・このほか全て団体漁業権

へ以下略

2) 新規

- ・のり（糸島加布里）、わかめ（糸島深江）、あかもく（糸島福吉、糸島野北）、うに（糸島福吉）は新規漁場。センターが実施している試験養殖では概ね良好な結果のため、区画に移行。関係地区内調整済。
- ・真珠（相島）については、相島地先における組合員間の技術指導・共有による真珠養殖の普及及び発展により、漁場における漁業生産力の発展に資すると考えられることから、個別漁業権から団体漁業権に移行（個別から団体への移行は新規扱）

3) その他の事項

- ・全ての藻類養殖に「漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない」旨の条件を付記。（これまではわかめ養殖のみ）

4. 定置漁業権の概要

- ・水深27メートル以深に身網を設置する定置網漁業。
（小型の定置網は第2種共同漁業）
- ・旧漁業法において福岡県では免許実績なし。
- ・今回の漁業権更新を機に、小呂島の漁業者が同漁業を要望。

イ 漁場の位置及び区域

- ・福岡市小呂島地先（小呂島の東西2か所）

ロ 漁業種類

- ・雑魚定置漁業

ハ 漁業時期

- ・1月1日から12月31日まで

二 存続期間

- ・ 5年間
- ホ以下略

5. 保全漁場

- ・ 該当なし

6. その他

- ・ 漁業権の位置の表現方法は真方位距離
(基点から真方位〇度、〇メートルの点)
- ・ 当課で導入している地図ソフトに、真方位距離の算出方法が2通りあり、
区画漁業権の多くで算出方法が混在していたため、算出方法を1つに統一。
- ・ このため、一部の漁業権で真方位、距離ともに若干の変更が生じているが、
漁場の位置(緯度経度値)に変更なし。

今後の漁業権一斉更新のスケジュール(見込)

| | |
|-----------|----------------|
| 令和5年 3月 | 漁場計画案 漁調委諮問 |
| 令和5年3～5月 | 漁調委公聴会、答申 |
| 令和5年5月末まで | 漁場計画の公示 |
| 令和5年 6月 | 漁連・漁協総会 |
| 令和5年6～7月 | 免許申請 |
| 令和5年 8月 | 免許の審査・漁調委諮問・答申 |
| 令和5年9月1日 | 免許 |

筑前海区漁場計画

令和5年3月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 漁業権に関する事項
 (1) 共同漁業権
 ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

| 公示番号 | 漁業種類 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業権の別 | |
|---------|--------------------|--------------|-----------------------------|---------------------------|--|--|----------------------|-------------|--------------------|
| | | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑共第1号 | 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 福岡・佐賀県界(包石)から糸島市志摩黒磯までの地先 | 次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第2号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。) | 類似漁業権 | |
| | | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | | | | | | |
| | | いせえび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | しゃこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | うみにな漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | あかにし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | てんぐにし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | さるぼう漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | いがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | たいらぎ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | はまぐり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | ばかがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | みるくい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | まてがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | かめのと漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | あおのり漁業 | 11月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から 翌年7月31日まで | | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | あまのり漁業 | 10月1日から 翌年6月31日まで | | | | | | |
| | | てんぐさ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | むかでのり漁業 | 11月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | |
| | | ふのり漁業 | 1月1日から 7月31日まで | | | | | | |
| | | みりん漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | おごのり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | いぎす漁業 | 3月1日から 9月30日まで | | | | | | |
| | | えごのり漁業 | 1月1日から 10月31日まで | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| | | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置網漁業(桁網、落網、大謀網等を含む) | | | | | | 1月1日から 12月31日まで |
| | | | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | | | | | | 1月1日から 12月31日まで |
| 固定式刺網漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | |
| あなごうけ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | |
| 雑魚かご漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業権の別 | | |
|---------|-----------------------------|----------------|--------------------|----------------|---|--|----------------------|-------|----------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | 条件 | |
| 筑共第2号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | 烏帽子島(糸島市)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第3号 烏帽子島灯台 (イ) 基点第3号から真方位194度25分 1,620メートルの点(姫島(糸島市))の頂上から女岳(糸島市)山頂を見通す線と小机島(福岡市西区)南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点 (ロ) 基点第3号から真方位230度50分 1,170メートルの点(姫島の頂上から女岳山頂を見通す線と土器崎(佐賀県唐津市)の西端から野高山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第3号から真方位359度5分 2,250メートルの点(土器崎の西端から野高山山頂を見通す線と灯台瀬灯標から柑子岳(福岡市西区)山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第3号から真方位91度35分 5,160メートルの点(灯台瀬灯標から柑子岳山頂を見通す線と姫島の東端から十坊山(糸島市二丈)山頂を見通す線との交点) (ホ) 基点第3号から真方位106度15分 5,520メートルの点(姫島の東端から十坊山山頂を見通す線と小机島の南端から志賀島頂上を見通す線との交点) | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。) | 類似漁業権 | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | 第2種共同漁業 | 固定式刺網漁業 | | | | | | 1月1日から12月31日まで |
| | | | 雑魚かご漁業 | | | | | | 1月1日から12月31日まで |
| | | 筑共第3号 | 第1種共同漁業 | | | | | | えむし漁業 |
| なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | | | | | | | | |
| いせえび漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| しゃこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | |
| とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| てんぐにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| いかい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| はまぐり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| ばかがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| かめのと漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| ふともずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | |
| もずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | |
| あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | | | |
| ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| てんぐさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| むかでのり漁業 | 11月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | |
| ふのり漁業 | 1月1日から7月31日まで | | | | | | | | |
| おごのり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| いぎす漁業 | 3月1日から9月30日まで | | | | | | | | |
| えごのり漁業 | 1月1日から10月31日まで | | | | | | | | |
| あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | |
| 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置網漁業(桁網、落網、大謀網等を含む) | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業種の別 | |
|---------|----------------------|--------------------|--------------------------------|----------------------|---|--|--|-----------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | 条件 |
| 筑共第4号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | 灯台瀬 (糸島市志摩野北沖)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第6号 灯台瀬灯標 (イ) 基点第6号から真方位217度40分 1,450メートルの点、(玄界島(福岡市西区)北端から相島(糟屋郡新宮町)東南端を見通す線と火山(糸島市)山頂から金山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第6号から真方位254度 1,600メートルの点(姫島(糸島市)西端から大島(佐賀県唐津市)東端を見通す線と火山山頂から金山山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第6号から真方位355度 1,790メートルの点(姫島西北端から大島(佐賀県唐津市)東南端を見通す線と彦山(糸島市)山頂から金山山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第6号から真方位94度 1,240メートルの点(彦山山頂から金山山頂を見通す線と玄界島北端から相島東南端を見通す線との交点) | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 糸島市志摩野北 | 類似漁業種 |
| | | いせえび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | いがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から 翌年7月31日まで | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | 第2種共同漁業 | 雑魚曲網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | なまこ漁業 | | 10月1日から 翌年3月31日まで | | | | | |
| | たこ漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | 筑共第5号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | 長間礁 (福岡市西区大字西浦沖)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 西浦岬灯台 (イ) 基点第4号から真方位286度34分 5,202メートルの点(大机島(福岡市西区)北端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線(以下、A線)上であって、女天ヶ岳(福岡市西区)山頂から高祖山(福岡市西区)を見通す線(以下、C線)とA線の交点から真方位92度6分の方向で、二点から長崎鼻西北端から柑子岳山頂(福岡市西区)を見通す線(以下、D線)とA線との交点との距離に等しい距離の点) (ロ) 基点第4号から真方位301度38分 8,078メートルの点(筑前相ノ島灯台から城山(宗像市)山頂を見通す線(以下、B線)上であって、C線とB線との交点から真方位73度53分の方向で、八点からD線とB線との交点との距離に等しい距離の点) (ハ) 基点第4号から真方位312度42分 6,987メートルの点(B線と小呂島向山山頂(福岡市西区)と柑子岳山頂を見通す線(以下、E線)との交点) (ニ) 基点第四号から真方位294度22分 3,434メートルの点(A線とE線との交点) | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 福岡市西区大字西浦 |
| たこ漁業 | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| うに漁業 | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| あわび漁業 | | | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | |
| さざえ漁業 | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| あらめ漁業 | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| くろめ漁業 | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| あかもく漁業 | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| 第2種共同漁業 | | | 固定式刺網漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | |
| 雑魚かご漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | |
| 筑共第6号 | 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 玄界島 (福岡市西区)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 西浦岬灯台 (イ) 基点第4号から真方位69度15分 1,550メートルの点(志賀島(福岡市東区)北端から磯崎鼻(糟屋郡新宮町)を見通す線と小机島(福岡市西区)西南端から荒崎鼻(福岡市西区能古)を見通す線との交点) (ロ) 基点第4号から真方位39度50分 1,150メートルの点(小机島西端からウゼ鼻(福岡市西区大字宮浦)先端を見通す線と同島南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点) (ハ) 基点第4号から真方位346度30分 3,400メートルの点(仏崎(糸島市)から高島(佐賀県唐津市)西北端を見通す線と小机島西端からウゼ鼻先端を見通す線との交点) (ニ) 基点第4号から真方位13度55分 6,270メートルの点(相島の東端から宮地嶽(福津市)山頂を見通す線と仏崎から高島北西端を見通す線との交点) (ホ) 基点第4号から真方位25度25分 7,270メートルの点(相島の東南端から宮地嶽山頂を見通す線と宝島(福岡市西区今津地先)から飯盛山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点) (ヘ) 基点第4号から真方位72度10分 4,600メートルの点(宝島頂上から飯盛山山頂を見通す線と志賀島北端から磯崎鼻を見通す線との交点) | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 福岡市西区大字玄界島 | 類似漁業種 |
| | | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | | | | | |
| | | いせえび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | しゃこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あかにし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | てんぐにし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | いがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | かめので漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| | | あおりの漁業 | 11月1日から 翌年4月30日まで | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | |
| くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | |
| わかめ漁業 | 12月1日から 翌年7月31日まで | | | | | | | |
| ひじき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------------------------------|--------------------|-------|------------------|------|--|--|--------------|--|--|------------|-------|--|-------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | 条件 | | | | | | | |
| | 第2種共同漁業 | あまのり漁業 | 10月1日から翌年5月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | てんぐさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | ふのり漁業 | 1月1日から7月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | いぎす漁業 | 3月1日から9月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | えごのり漁業 | 1月1日から10月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | 雑魚小型定置網漁業(桁網、落網、大謀網等を含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | 筑共第7号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | | | | | 10月1日から翌年3月31日まで | 小呂島(福岡市西区)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 基点第8号 小呂島北端(通称穴口)に設置した標柱 (イ) 基点第7号から真方位131度58分 2,559メートルの点(基点第7号から玄界島(福岡市西区)頂上を見通す線上) (ロ) 基点第7号から真方位232度09分 2,715メートルの点(基点第7号から名島本島(長崎県壱岐市)を見通す線上) (ハ) 基点第8号から真方位319度50分 3,750メートルの点 (ニ) 基点第8号から真方位36度30分 3,500メートルの点 | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 福岡市西区大字小呂島 | 類似漁業権 | | |
| いせえび漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| たこ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| うに漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| あわび漁業 | | | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| とこぶし漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| びな漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| さざえ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| てんぐにし漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| いかい漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| かめのて漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| もずく漁業 | | | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| あらめ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| くろめ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| わかめ漁業 | | | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| ひじき漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| あまのり漁業 | | | 10月1日から翌年5月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| てんぐさ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| ふのり漁業 | | | 1月1日から7月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| えごのり漁業 | | | 1月1日から10月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| 固定式刺網漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| あなごうけ漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| 雑魚かご漁業 | | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第8号 | | | 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで | 博多湾 | 次の基点第5号、(イ)、(ロ)及び基点第13号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | | | | | | 福岡市(ただし、西区大字西浦、同宮浦、同玄界島及び同小呂島並びに東区大字勝馬及び同宇弘を除く。) | 類似漁業権 |
| | | | | なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | | | | | | | | | | |
| | | | | しゃこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | |
| | | | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | |
| | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | あかにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | てんぐにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | あかがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | さるぼう漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | たいらぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | 河川、港湾、航路名等 | | | 区域 | | | | | | | | | | | |
| | 瑞梅寺川 | 長三郎堰(福岡市西区元岡字太郎丸)から上流 | | | | | | | | | | | | | |
| | 博多港 | 博多港沖防波堤南東部海域、箱崎第2区泊地、貯木場及び投下泊地 | | | | | | | | | | | | | |
| | 博多港航路 | 本航路、副航路及び船待泊地 | | | | | | | | | | | | | |
| 小戸ヨットハーバー | 全域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡市西区小戸から中央区西公園に至るまでの地先 | 次の基点第9号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびりの点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第9号 福岡市西区姪浜字小戸1992番地に設定した標識 基点第10号 博多港西防波堤南灯台 イ 基点第10号から真方位262度50分 6,400メートルの点 ロ 基点第10号から真方位261度30分 4,890メートルの点 ハ 基点第10号から真方位252度40分 3,660メートルの点 ニ 基点第10号から真方位248度 3,220メートルの点 ホ 基点第10号から真方位241度50分 2,280メートルの点 ヘ 基点第10号から真方位237度50分 1,040メートルの点 ト 基点第10号から真方位310度 910メートルの点 チ 博多港西防波堤南端西角 リ 西公園下防波堤基部西角 | | | | | | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業権の別 |
|---------|---------------------------------|------------------|--|--|---|----|------|-------------|
| | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | |
| 第2種共同漁業 | ばかがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 博多港西防波堤北西側 | 博多港西防波堤北西側 | 次のイ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 イ 基点第11号から真方位296度10分 1,000メートルの点 ロ 基点第11号から真方位294度40分 5,270メートルの点 ハ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点 | | | |
| | かめので漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | |
| | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | おごり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | いぎす漁業 | 3月1日から9月30日まで | | | | | | |
| | えごり漁業 | 1月1日から10月31日まで | | | | | | |
| | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大罾網等を含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | | | 博多港東防波堤北側 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ及びイの点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 イ 博多港東防波堤西端北角 ロ 基点第11号から真方位48度30分 410メートルの点 ハ 基点第11号から真方位65度10分 1,510メートルの点 ニ 基点第11号から真方位43度40分 2,590メートルの点 ホ 基点第11号から真方位27度10分 2,940メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位6度20分 2,970メートルの点 ト 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点 チ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点 リ 基点第11号から真方位316度 1,010メートルの点 ヌ 基点第11号から真方位307度40分 1,270メートルの点 ル 基点第11号から真方位300度50分 3,160メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位15度10分 3,500メートルの点 ワ 基点第11号から真方位18度10分 3,570メートルの点 カ 木材港防波堤北端北角 コ 木材港防波堤南端北角 タ 基点第11号から真方位41度 3,160メートルの点 レ 博多港東防波堤北端南角 ソ 博多港東防波堤北端北角 ツ 博多港東防波堤北側屈折点 | | | | |
| | | | 福岡市東区香椎から西戸崎に至るまでの地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点第12号の点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 基点第12号 福岡市東区大字西戸崎の海岸に設定した標識(西戸崎海岸の小型標識灯) イ 妙見島北西端 ロ 基点第11号から真方位41度10分 4,520メートルの点 ハ 基点第11号から真方位22度50分 4,180メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度40分 3,310メートルの点 ホ 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点 ト 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点 チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点 | | | | |
| | | | 博多港航路周辺海域 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域並びにワ、カ、ヨ、タ及びリを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点11号 博多港西防波堤灯台 イ 基点第11号から真方位294度58分21秒 5,269メートルの点 ロ 基点第11号から真方位294度34分25秒 6,098メートルの点 ハ 基点第11号から真方位298度8分2秒 6,356メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度33分41秒 4,939メートルの点 ホ 基点第11号から真方位301度58分58秒 3,967メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位310度12分6秒 3,266メートルの点 ト 基点第11号から真方位327度18分30秒 3,002メートルの点 チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点 リ 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点 ヌ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点 ル 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点 ワ 基点第11号から真方位312度26分3秒 2,712メートルの点 カ 基点第11号から真方位303度50分25秒 2,433メートルの点 コ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点 タ 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点 | | | | |
| | | | 基点第5号 津舟崎(福岡市西区今津)東端に設置した標柱 基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)西南端に設置した標柱 (イ) 基点第5号から真方位57度5分 3,400メートルの点(基点第5号から夫婦石崎鼻(福岡市東区大字志賀島)を見通す線と宝島(福岡市西区今津地先)の頂上から背振山(福岡・佐賀県界)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第5号から真方位53度50分 3,480メートルの点(基点第5号から基点第13号を見通す線と宝島の頂上から背振山山頂を見通す線との交点) | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 | | | | | | | |
|---------|--------------|-----------------------------|--------------------|----------------------|---|---|------------|-------|--------------------|-----|-------------|---|---|-------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | 条件 | | | | | | |
| 筑共第9号 | 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで | 福岡市東区大字志賀島から古賀市までの地先 | <p>次の基点第13号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第15号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花鶴川</td> <td>旧西鉄津屋崎鉄橋下流側橋台角から上流</td> </tr> <tr> <td>大根川</td> <td>河口を結んだ線から上流</td> </tr> </tbody> </table> <p>基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)西南端に設置した標柱 基点第14号 明神鼻(福岡市東区大字勝馬)に設置した標柱 基点第15号 中川河口(古賀市久保のしおさい橋西側基部)に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位233度10分 1,480メートルの点(叶鼻から津舟崎(福岡市西区今津)を見通す線と能古島(福岡市西区)頂上から油山(福岡市早区)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第14号から真方位299度10分 3,400メートルの点(能古島頂上から油山山頂を見通す線と玄界島(福岡市西区)南端から蒙古山(福岡市西区西浦岬157高地)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第14号から真方位339度10分 3,740メートルの点(玄界島の南端から蒙古山山頂を見通す線と高船山(福岡市東区大字奈多)山頂より菅岳(宮若市)山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第14号から真方位54度30分 4,200メートルの点(高船山山頂から菅岳山頂を見通す線と磯崎鼻(糟屋郡新宮町)から茶臼山(糟屋郡)を見通す線との交点) (ホ) 基点第15号から真方位249度10分 7,900メートルの点(磯崎鼻から茶臼山山頂を見通す線と在自山(福津市)の北の高頂から孔大寺山(宗像市)山頂を見通す線との交点) (ヘ) 基点第15号から真方位287度10分 3,120メートルの点(在自山の北の高頂から孔大寺山山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬(糟屋郡新宮町大字相島)を見通す線との交点)</p> | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | 花鶴川 | 旧西鉄津屋崎鉄橋下流側橋台角から上流 | 大根川 | 河口を結んだ線から上流 | <p>・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</p> | 福岡市東区大字志賀島、同勝馬、同弘及び同奈多並びに糟屋郡新宮町大字新宮、同大字相島 | 類似漁業権 |
| | | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | | | | | | | | | | | |
| | | 花鶴川 | 旧西鉄津屋崎鉄橋下流側橋台角から上流 | | | | | | | | | | | |
| | | 大根川 | 河口を結んだ線から上流 | | | | | | | | | | | |
| | | なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | しゃこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | てんぐにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | はまぐり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ばかがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | みるくい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | なみのこがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | てんぐさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | ふのり漁業 | 1月1日から7月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | おごり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | いぎす漁業 | 3月1日から9月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | えごり漁業 | 1月1日から10月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置網漁業(桁網、落網、大謀網等を含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| あなごうけ漁業 | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| 雑魚かご漁業 | | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第10号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | <p>次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第16号 相島東南端(通称鳥のコーネ)に設置した標柱 基点第17号 相島北端(通称穴観音)に設置した標柱 (イ) 基点第16号から真方位224度30分 3,120メートルの点(宮地嶽(福津市)山頂から城山(宗像市)山頂を見通す線と御神山(福岡市東区大字奈多)山頂から宝満山山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第17号から真方位265度50分 3,100メートルの点(御神山山頂から宝満山山頂を見通す線と鼓島(福津市地先)の頂上から湯川山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第17号から真方位26度40分 2,400メートルの点(鼓島頂上から湯川山山頂を見通す線と立花山(福岡市・糟屋郡界)東の高頂上から若杉山(糟屋郡篠栗町)西の高頂上を見通す線との交点) (ニ) 基点第16号から真方位102度20分 2,160メートルの点(立花山東の高頂上から若杉山西の高頂上を見通す線と宮地嶽山頂から城山山頂を見通す線との交点)</p> | <p>・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</p> | 糟屋郡新宮町大字相島 | 類似漁業権 | | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | あまのり漁業 | 10月1日から翌年5月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | てんぐさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新漁業の別 | | | | |
|----------|---------------------------------|------------------------|----------------------|---|---|---|-----------|--|---|----------|-------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | 条件 | | | |
| 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む) | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| 筑共第1号 | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | 栗の上礁 (糟屋郡) | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第17号 相島北端(通称穴観音)に設置した標柱 | <p>・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。</p> <p>・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</p> | 糟屋郡新宮町大字新宮、同大字相島、福津市、福岡市東区大字奈多、同勝馬、同志賀島及び同弘 | 類似漁業種 | | | | |
| | いせえび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 新宮町大字相島沖)周辺 | (イ) 基点第17号から真方位286度 9,320メートルの点(相島西南端から犬鳴山(糟屋郡・宮若市界)山頂を見通す線と玄界島(福岡市西区)西北端から蒙古山(福岡市西区西浦岬157高地)山頂を見通す線との交点) | | | | | | | |
| | たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | (ロ) 基点第17号から真方位286度30分 10,200メートルの点(玄界島(福岡市西区)西北端から男天ヶ岳(福岡市西区大字宮浦)山頂を見通す線と相島西南端から犬鳴山山頂を見通す線との交点) | | | | | | | |
| | うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | (ハ) 基点第17号から真方位298度 10,500メートルの点(相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線と玄界島の西端から男天ヶ岳山頂を見通す線との交点) | | | | | | | |
| | あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | (ニ) 基点第17号から真方位298度30分 9,330メートルの点(玄界島の西北端から蒙古山山頂を見通す線と相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線との交点) | | | | | | | |
| | さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | わかめ漁業 | 12月1日から 翌年7月31日まで | | | | | | | | | |
| | ひじき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | 筑共第12号 | えむし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 宗像市地区 | | | | 次の基点第15号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第20号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 | <p>・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。</p> <p>・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</p> | 福津市及び宗像市 | 類似漁業種 |
| | | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | | | | | | | | |
| | | いせえび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | |
| | | しゃこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | |
| たこ漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| うに漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| あわび漁業 | | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | | | | | |
| とこぶし漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| びな漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| さざえ漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| うみにな漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| あかにし漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| ばい漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| てんぐにし漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| いがい漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| かき漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| あさり漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| はまぐり漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| まてがい漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| なみのこがい漁業 | | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| かめので漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| まつばがい漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| あおりのり漁業 | | 11月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| ふともずく漁業 | | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| もずく漁業 | | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| あらめ漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| くろめ漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| わかめ漁業 | | 12月1日から 翌年7月31日まで | | | | | | | | | |
| ひじき漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| あまのり漁業 | | 10月1日から 翌年5月31日まで | | | | | | | | | |
| てんぐさ漁業 | | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| ふのり漁業 | | 1月1日から 7月31日まで | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 |
|----------|--------------------|------------|---|--------------|--|--|----------|------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | |
| 筑共第13号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | 沖ノ島(宗像市大島)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第21号 沖の島灯台 (イ) 基点第21号から真方位50度 3,000メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位141度 3,500メートルの点 (ハ) 基点第21号から真方位221度 3,500メートルの点 (ニ) 基点第21号から真方位330度 3,000メートルの点 | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 福津市及び宗像市 | 類似漁業権 |
| | | いせえび漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | 筑共第14号 | 第1種共同漁業 | | | | | |
| なまこ漁業 | 10月1日から翌年3月31日まで | | | | | | | |
| たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | |
| とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| うみにな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| あかこし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| てんぐにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| いがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| たいらぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| はまぐり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| ばかがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| なみのこがい漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | |
| かめのて漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| こたまがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | |
| あおのり漁業 | 11月1日から翌年4月30日まで | | | | | | | |
| | | 遠賀川 | 次の基点第23号と基点第24号とを結んだ直線から上流の遠賀川水面。 基点第23号 祇園橋(遠賀郡芦屋町)東側突堤付根から先端方向へ28メートルの地点に設置した標柱 基点第24号 基点第23号から真方位83度の線上遠賀川江川流堤上に設定した標識 | | | | | |
| | | 芦屋港 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチを順次に結んだ直線とイ・子間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ロ 基点第25号から真方位263度6分 1,105メートルの点 ハ 基点第25号から真方位261度37分 1,301メートルの点 ニ 基点第25号から真方位263度44分 1,308メートルの点 ホ 基点第25号から真方位275度2分 617メートルの点 ヘ 基点第25号から真方位280度12分 560メートルの点 ト 基点第25号から真方位276度31分 526メートルの点 チ 基点第25号から真方位267度27分 431メートルの点 | | | | | |
| | | 芦屋港と隣接する海域 | 次のイ、ロ、ハ、ニ及びホを順次に結んだ直線及び曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、イ・ロ間、ハ・ニ間及びニ・ホ間は直線とし、ロ・ハ間については、ヘを中心とする半径166.5メートルの西側円弧とする。 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位229度19分 1,405メートルの点 ロ 基点第25号から真方位247度45分 1,424メートルの点 ハ 基点第25号から真方位256度27分 1,293メートルの点 ニ 基点第25号から真方位256度41分 1,056メートルの点 ホ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ヘ 基点第25号から真方位249度6分 1,261メートルの点 | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業権の別 | | | | | | | | |
|--------|------------------------|--------------------|--|--|---|-----------|---|---|--------------------------|-----------------|---|--|--------|-------|-------|
| | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | 条件 | | | | | | | |
| | 第2種共同漁業 | ふともずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | 基点第20号 黒崎鼻に設置した標柱 基点第22号 矢矧川尻(遠賀郡岡垣町大字糠塚浜)のはごろも橋に設置した標識 基点第26号 北九州市若松区大字乙丸小牟田山林1450番地と1452番地の境界に設置した標柱(白岩) 基点第27号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識(旧標柱跡) (イ) 基点第20号から真方位0度 2,000メートルの点(基点第20号から真方位0度の線と草崎鼻(宗像市神湊)から相島(糟屋郡新宮町)北端を見通す線との交点) (ロ) 基点第20号から真方位62度 4,150メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位9度 3,620メートルの点(女島(北九州市若松区白島)の東の高頂から男島(北九州市若松区白島)の中の高頂を見通す線と日ノ峰山(北九州市八幡西区)から遠賀川河口線の中央を見通す線との交点) (ニ) 基点第26号から真方位330度 3,210メートルの点(女島の東の高頂から男島の南の高頂を見通す線と基点第25号から真方位330度の線との交点) (ホ) 基点第27号から真方位347度 2,880メートルの点(馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(三一高地)から火の山(山口県下関市)山頂を見通す線と基点第26号から真方位347度の線との交点) | | | | | | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | あまのり漁業 | 10月1日から 翌年5月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | てんげさ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | むかでのり漁業 | 11月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | ふのり漁業 | 1月1日から 7月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | おごり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | いぎす漁業 | 3月1日から 9月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | えごり漁業 | 1月1日から 10月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | 筑共第15号 | 第1種共同漁業 | | | | | なまこ漁業 | 10月1日から 翌年3月31日まで | 白瀬(遠賀郡岡垣町波津沖)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第20号 黒崎鼻(宗像市・遠賀郡界)に設置した標柱 (イ) 基点第20号から真方位29度55分 5,850メートルの点 (ロ) 基点第20号から真方位40度5分 4,100メートルの点 (ハ) 基点第20号から真方位16度30分 3,040メートルの点(湯川山(宗像市)山頂から西山(糟屋郡青柳)山頂を見通す線上) (ニ) 基点第20号から真方位10度15分 4,570メートルの点(湯川山山頂から西山山頂を見通す線上) | ・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 遠賀郡岡垣町 | 類似漁業権 | |
| たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| とこぶし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| わかめ漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第16号 | 第1種共同漁業 | | | なまこ漁業 | 11月1日から 翌年4月30日まで | 北九州市若松区地先 | 次の基点第27号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び(ハ)と基点第27号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 | ・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。) | | | | | | 類似漁業権 |
| | | | | たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | |
| | | | | うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | |
| | | | | あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | あかこし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | たいらぎ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | | | | | | | | | | |
| | | | | 安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域及び警備路海工業地帯造成地護岸から75メートルの区域 | | | | | | | | | | | |
| | | 警備水路及び周辺区域 | 警備水路及び同水路南側新日本製鉄埋立区域 | | | | | | | | | | | | |
| | | 警備廃棄物処理場周辺区域 | 警備廃棄物処理場及び泊地 | | | | | | | | | | | | |
| | | 北九州港(警備地区)防波堤建設用区域 | 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 とホ、ヘ、ト、チ、リ、又及びホを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第47号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台 イ 基点第47号から真方位281度36分 6,262メートルの点 ロ 基点第47号から真方位281度12分 6,262メートルの点 ハ 基点第47号から真方位281度22分 7,191メートルの点 ニ 基点第47号から真方位281度43分 7,191メートルの点 ホ 基点第47号から真方位282度54分 7,663メートルの点 ヘ 基点第47号から真方位282度40分 7,632メートルの点 ト 基点第47号から真方位278度20分 8,485メートルの点 チ 基点第47号から真方位276度21分 8,448メートルの点 リ 基点第47号から真方位276度19分 8,491メートルの点 ヌ 基点第47号から真方位278度28分 8,534メートルの点 | | | | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 漁業種類 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|---|---|--|------------|
| | | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | |
| 筑共第17号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 11月1日から翌年4月30日まで | 白島(北九州市若松区)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)を順次に結んだ直線と男島(白島)の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点第30号 白州灯台 (イ) 基点第30号から真方位295度15分 6,620メートルの点 (ロ) 基点第30号から真方位278度40分 6,020メートルの点 (ハ) 基点第30号から真方位272度30分 6,210メートルの点(烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)から鐘ヶ崎灯台(山口県下関市蓋井島)を見通す線と白洲灯台と六連島(山口県下関市)を見通す線との交点) (ニ) 基点第30号から真方位272度30分 8,750メートルの点(白洲灯台と六連島北端を見通す線と女島(白島)西端から蓋井島北端を見通す線との交点) (ホ) 基点第30号から真方位307度45分 9,950メートルの点(女島東端から電源開発株式会社若松火力発電所二本煙突の東側煙突を見通す線と藍島(北九州市小倉北区)南端から馬島(北九州市小倉北区)東端とを見通す線との交点) (ヘ) 基点第30号から真方位311度 7,550メートルの点 (ト) 基点第30号から真方位301度40分 7,100メートルの点 | ・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。) | 類似漁業種 |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | てんぐさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 第2種共同漁業 | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あなごうけ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 筑共第18号 | 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで | 馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第30号 白州灯台 基点第31号 藍島南端に設定した標識 基点第32号 平岩(世界測地系北緯33度58分36.6秒、東経130度51分37.2秒)山口県下関市六連島)に設置した標柱 (イ) 旧舟瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)と下関市六連島東端を結んだ直線と下関市竹ノ子島北端と口を結んだ直線との交点 (ロ) 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最狭距離の中央点 (ハ) 下関市六連島北の頂上と北九州市小倉北区馬島北の頂上を結んだ直線上最大高潮時海面における中央点 (ニ) 基点第32号から真方位272度53分 500メートルの点 (ホ) 二と下関市吉見町網代崎一八高地(飯山山頂)とを結んだ直線と下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線との交点 (ヘ) 下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線と旧第二浮標(世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒)と旧第四浮標(世界測地系北緯33度59分27.7秒、東経130度52分27.4秒)とを結んだ直線との交点 (ト) 北九州市若松区頓田電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎(山口県下関市)を見通す線と旧第二浮標から旧第四浮標を見通す線との交点 (チ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点(電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突からトを見通す線と大山の鼻(山口県下関市)から戸上山(北九州市門司区)を見通す線との交点) (リ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点(大山の鼻から戸上山山頂を見通す線と藍島の南端から烏帽子山(山口県下関市)山頂を見通す線との交点) (ヌ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点(基点第31号から烏帽子山山頂を見通す線と藍島の西端から賢女鼻(蓋井島)東端を見通す線との交点) (ル) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点(和合良島(馬島)の二五高頂から六連島の二〇六高頂を見通す線と片島(馬島)の高頂から藍島東北端を見通す線との交点) | ・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 北九州市門司区(ただし大字田野浦、大字柄杓田及び大字恒見を除く。)並びに小倉北区 | 類似漁業種 |
| | | なまこ漁業 | 11月1日から翌年4月30日まで | | | | | |
| | | いせえび漁業 | 12月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | しゃこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | |
| | | とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | うみにな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あかにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | てんぐにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | いがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から4月30日まで | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| | わかめ漁業 | 12月1日から7月31日まで | | | | | | |
| | ひじき漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | あまのり漁業 | 10月1日から5月31日まで | | | | | | |
| | てんぐさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置網漁業(掛網、落網、大謀網等を含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |

| 公示番号 | 漁業種類 | 免許の内容となるべき事項 | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 | | | | | |
|--------------|--|--------------|-----------------------------|--------------------|---|---|---------------------------------------|--------------------|---------------|--|--|--|
| | | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | | | | | | |
| 筑共第19号 | 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先 | 次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 | ・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 北九州市門司区(大字田野浦、大字柄杓田及び大字恒見を除く。)並びに小倉北区 | | | | | |
| | | なまこ漁業 | 11月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| | | しゃご漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | たご漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から 翌年10月31日まで | | | | | | | | | |
| | | とごし漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | うみにな漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | あかかい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | ふともずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| | | もずく漁業 | 12月1日から 翌年4月30日まで | | | | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から 翌年7月31日まで | | | | | | | | | |
| | | ひじき漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | てんぐさ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | | | | | | | | | |
| | | 第2種共同漁業 | 雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む) | | | | | 1月1日から 12月31日まで | 若松洞海湾口防波堤周辺海域 | 次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域) 基点 若松洞海湾口防波堤灯台 イ 基点から真方位223度 1,777メートルの点 ロ 基点から真方位221度20分 1,642メートルの点 ハ 基点から真方位215度 1,460メートルの点 ニ 基点から真方位221度40分 1,800メートルの点 ホ 基点から真方位134度40分 246メートルの点 ヘ 基点から真方位100度 900メートルの点 ト 基点から真方位107度 1,060メートルの点 チ 基点から真方位116度20分 968メートルの点 リ 基点から真方位93度 1,350メートルの点 ヌ 基点から真方位107度 1,060メートルの点 ル 基点から真方位100度 900メートルの点 ヲ 基点から真方位84度30分 900メートルの点 ワ 基点から真方位119度 1,850メートルの点 カ 基点から真方位122度 1,850メートルの点 コ 基点から真方位121度 1,740メートルの点 タ 基点から真方位124度 3,590メートルの点 レ 基点から真方位130度30分 3,420メートルの点 ソ 基点から真方位127度30分 2,660メートルの点 ツ 基点から真方位134度 2,370メートルの点 ネ 基点から真方位115度30分 2,390メートルの点 | | |
| | | | 固定式刺網漁業 | | | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | |
| | | | あなごうけ漁業 | | | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | |
| | | | 雑魚かご漁業 | | | | | 1月1日から 12月31日まで | | | | |
| | | | | | | | | | 北九州市小倉北区日明地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びびの各点を順次に結んだ直線で囲まれた区域並びにト、チ、リ、ヌ及びトを順次に結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域) 基点 砂津防波堤灯台 イ 基点から真方位353度 2,420メートルの点 ロ 基点から真方位357度 2,030メートルの点 ハ 基点から真方位346度 2,040メートルの点 ニ 基点から真方位346度30分 2,080メートルの点 ホ 基点から真方位337度 3,170メートルの点 ヘ 基点から真方位344度15分 3,240メートルの点 ト 基点から真方位352度30分 1,690メートルの点 チ 基点から真方位340度 1,600メートルの点 リ 基点から真方位343度45分 1,850メートルの点 ヌ 基点から真方位345度15分 1,830メートルの点 | | |
| 北九州市小倉北区浅野地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びびの各点を順次に結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域) 基点 砂津防波堤灯台 イ 基点から真方位24度30分 1,030メートルの点 ロ 基点から真方位44度30分 1,110メートルの点 ハ 基点から真方位54度 1,000メートルの点 ニ 基点から真方位53度30分 640メートルの点 ホ 基点から真方位34度30分 960メートルの点 ヘ 基点から真方位10度 1,200メートルの点 ト 基点から真方位14度 1,240メートルの点 | | | | | | | | | | | |
| 北九州市小倉北区赤坂地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びびの各点を順次に結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域) 基点 砂津防波堤灯台 イ 基点から真方位64度30分 1,730メートルの点 ロ 基点から真方位66度 2,290メートルの点 ハ 基点から真方位72度30分 2,400メートルの点 ニ 基点から真方位73度 2,360メートルの点 ホ 基点から真方位72度 1,540メートルの点 ヘ 基点から真方位67度45分 1,120メートルの点 ト 基点から真方位62度45分 1,610メートルの点 | | | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 漁業種類 | 免許の内容となるべき事項 | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 |
|------|------|--------------|-------|-------------------|---|------|------------|
| | | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | | |
| | | | | 北九州市門司区大里地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域) 基点 砂津防波堤灯台 イ 基点から真方位66度30分 2,480メートルの点 ロ 基点から真方位66度30分 3,660メートルの点 ハ 基点から真方位71度30分 2,490メートルの点 ニ 基点から真方位66度15分 2,410メートルの点 | | |
| | | | | 若松航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 製鉄戸畑北岸地先航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 戸畑航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 堺川航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 日明北航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 日明航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 紫川航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 砂津航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 大里航路 | 航路区域 | | |
| | | | | 若松五区泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 日鉄戸畑泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 堺川口船溜 | 船溜区域 | | |
| | | | | 日明北泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 日明泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 紫川泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 砂津泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 高浜船溜 | 船溜区域 | | |
| | | | | 大里第一・第三船溜 | 船溜区域 | | |
| | | | | 日糖船溜 | 船溜区域 | | |
| | | | | 大川尻船溜 | 船溜区域 | | |
| | | | | 門司第一・第二・第三・第四船溜 | 船溜区域 | | |
| | | | | 中央卸売市場専用泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 浅野フェリー泊地 | 泊地区域 | | |
| | | | | 堺川第一、第二貯木場 | 貯木場区域 | | |
| | | | | 西港町北側岸壁周辺 | 小倉北区西港町北側岸壁と堺川航路間の区域 | | |
| | | | | 住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁周辺 | 住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁から20メートルの区域 | | |
| | | | | 末広町地先埋立地護岸周辺 | 小倉北区末広町地先埋立地護岸から20メートルの区域 | | |
| | | | | 高浜船溜防波堤北側周辺 | 高浜船溜防波堤北側から20メートルの区域 | | |
| | | | | 赤坂海岸から松原1、2丁目護岸周辺 | 小倉北区赤坂海岸、門司区松原町2丁目及び松原町1丁目護岸から20メートルの区域 | | |
| | | | | 響町1丁目北東側岸壁周辺 | 若松区響町1丁目北東側岸壁から50メートルの区域 | | |
| | | | | 門司区葛葉埠頭棧橋下 | 全域 | | |
| | | | | 九州電力冷却水放出区域 | 全域 | | |
| | | | | 北九州市門司区西海岸地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 北九州市門司区第二船溜防波堤灯台 イ 基点から真方位206度36分 1,570メートルの点 ロ 基点から真方位214度23分 1,510メートルの点 ハ 基点から真方位206度36分 1,100メートルの点 ニ 基点から真方位205度26分 1,110メートルの点 ホ 基点から真方位195度35分 840メートルの点 ヘ 基点から真方位192度45分 870メートルの点 ト 基点から真方位180度36分 680メートルの点 | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------------|----------------|---|----------|--|---|------------|------------|------|------|-------------|---|------|------|----------|----------------------|----------|--|---|--|-------|
| | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識 基点第36号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識(旧日明埋立護岸盗東南角から護岸沿いに北西へ260mの点) 基点第37号 北九州市門司区松原3丁目中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点 基点第38号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向20mに設定した標識(旧高田川橋欄干から右岸側へ2メートルの点) 基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点 基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角 基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角 基点第42号 北九州市門司区旧門司門崎灯標 (イ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒) (ハ) 基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点 (ニ) 基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点 (ホ) 基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世界測地系北緯33度54分39.7秒、東経130度54分39.4秒)とを結んだ直線上で、基点第38号から790メートルの点 (ヘ) 基点第39号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.7秒、東経130度55分24.4秒)とを結んだ直線上で、基点第39号から470メートルの点 (ト) 基点第40号と下関市蔵流島灯台跡(世界測地系北緯33度56分、東経130度55分54.3秒)とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点 (チ) 基点第41号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ35メートル(世界測地系北緯33度56分52.7秒、東経130度56分4.4秒)に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第41号から855メートルの点 (リ) 基点第42号から下関市壇ノ浦灯台ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第20号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 11月1日から翌年4月30日まで | 北九州市若松区沖 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安瀬航路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開発保全航路、関門航路</td> <td>航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場鼻灯台 基点第2号 若松洞海湾口防波堤灯台 基点第3号 六連島三角点 イ 基点第1号から真方位284度 980メートルの点 ロ 基点第1号から真方位281度 1,170メートルの点 ハ 基点第2号から真方位100度 900メートルの点 ニ 基点第2号から真方位327度30分 1,860メートルの点 ホ 基点第3号から真方位247度 3,280メートルの点 ヘ 基点第3号から真方位302度15分 2,970メートルの点 ト 基点第3号から真方位312度 2,130メートルの点</td> </tr> <tr> <td>安瀬泊地</td> <td>泊地区域</td> </tr> <tr> <td>安瀬泊地周辺区域</td> <td>安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域</td> </tr> <tr> <td>白洲灯台南西地先</td> <td>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第30号から真方位249度 2,443メートルの点 ロ 基点第30号から真方位249度35分 1,910メートルの点 ハ 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ニ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ホ 基点第30号から真方位245度13分22秒 2,507メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位245度10分31秒 2,501メートルの点</td> </tr> </tbody> </table> | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | 安瀬航路 | 航路区域 | 開発保全航路、関門航路 | 航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場鼻灯台 基点第2号 若松洞海湾口防波堤灯台 基点第3号 六連島三角点 イ 基点第1号から真方位284度 980メートルの点 ロ 基点第1号から真方位281度 1,170メートルの点 ハ 基点第2号から真方位100度 900メートルの点 ニ 基点第2号から真方位327度30分 1,860メートルの点 ホ 基点第3号から真方位247度 3,280メートルの点 ヘ 基点第3号から真方位302度15分 2,970メートルの点 ト 基点第3号から真方位312度 2,130メートルの点 | 安瀬泊地 | 泊地区域 | 安瀬泊地周辺区域 | 安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域 | 白洲灯台南西地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第30号から真方位249度 2,443メートルの点 ロ 基点第30号から真方位249度35分 1,910メートルの点 ハ 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ニ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ホ 基点第30号から真方位245度13分22秒 2,507メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位245度10分31秒 2,501メートルの点 | ・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 北九州市門司区(大字田野浦、大字柄杓田、大字恒見を除く。)並びに小倉北区、戸畑区、若松区(ただし、有毛を除く。) | 類似漁業権 |
| | | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 安瀬航路 | 航路区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 開発保全航路、関門航路 | 航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場鼻灯台 基点第2号 若松洞海湾口防波堤灯台 基点第3号 六連島三角点 イ 基点第1号から真方位284度 980メートルの点 ロ 基点第1号から真方位281度 1,170メートルの点 ハ 基点第2号から真方位100度 900メートルの点 ニ 基点第2号から真方位327度30分 1,860メートルの点 ホ 基点第3号から真方位247度 3,280メートルの点 ヘ 基点第3号から真方位302度15分 2,970メートルの点 ト 基点第3号から真方位312度 2,130メートルの点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 安瀬泊地 | | | | 泊地区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 安瀬泊地周辺区域 | 安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 白洲灯台南西地先 | 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第30号から真方位249度 2,443メートルの点 ロ 基点第30号から真方位249度35分 1,910メートルの点 ハ 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ニ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ホ 基点第30号から真方位245度13分22秒 2,507メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位245度10分31秒 2,501メートルの点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | しゃこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ばい漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | てんぐにし漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2種共同漁業 | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | あなごうけ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------------------|--|--------------------|--|---|---|--------------------------|------------|---------------|------------|---|---------|--------------|--|-----------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|-------|---------------|---------------------------|
| | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第21号 | 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 11月1日から翌年4月30日まで | 洞海湾(北九州市)湾口付近 | 次の基点第34号と基点第35号を結んだ直線から若戸大橋の沖側橋脚までの間の区域。ただし、次の表の区域を除く。 | -5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。 | 北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。) | 類似漁業権 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | あわび漁業 | 12月21日から翌年10月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | びな漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | たいらぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | あらめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | くろめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | わかめ漁業 | 12月1日から翌年7月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | あかもく漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第2種共同漁業 | 固定式刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若松航路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td>新日本製鉄戸畑北岸地先航路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td>響灘水路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td>若松五区泊地</td> <td>泊地区域</td> </tr> <tr> <td>新日本製鉄内浦泊地</td> <td>泊地区域</td> </tr> <tr> <td>北湊船溜</td> <td>船溜区域</td> </tr> <tr> <td>内浦船溜</td> <td>船溜区域</td> </tr> <tr> <td>安瀬南泊地</td> <td>泊地区域</td> </tr> <tr> <td>西部貯木場</td> <td>貯木場区域</td> </tr> <tr> <td>新日本製鉄戸畑北岸地先航路</td> <td>新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>基点第34号 北九州市若松区若松防波堤突端から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第33号を見通す線上、北九州市戸畑区新日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識</p> | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | 若松航路 | 航路区域 | 新日本製鉄戸畑北岸地先航路 | 航路区域 | 響灘水路 | 航路区域 | 若松五区泊地 | 泊地区域 | 新日本製鉄内浦泊地 | 泊地区域 | 北湊船溜 | 船溜区域 | 内浦船溜 | 船溜区域 | 安瀬南泊地 | 泊地区域 | 西部貯木場 | 貯木場区域 | 新日本製鉄戸畑北岸地先航路 | 新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域 |
| | | 河川、港湾、航路名等 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 若松航路 | 航路区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新日本製鉄戸畑北岸地先航路 | 航路区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 響灘水路 | 航路区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若松五区泊地 | 泊地区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新日本製鉄内浦泊地 | 泊地区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北湊船溜 | 船溜区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内浦船溜 | 船溜区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安瀬南泊地 | 泊地区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西部貯木場 | 貯木場区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新日本製鉄戸畑北岸地先航路 | 新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あなごうけ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雑魚かご漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第101号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | 福岡市西区能古象瀬西 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位298度33分 250メートルの点 | - | 福岡市西区能古 | 類似漁業権 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 筑共第102号 | | | | | | 福岡市西区能古象瀬北 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位4度48分 880メートルの点 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 筑共第103号 | 福岡市東区大字勝馬赤石沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位287度07分 788メートルの点 | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第104号 | 福岡市東区大字勝馬赤石沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位296度25分 1,169メートルの点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 筑共第105号 | 福岡市西区玄界島沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位42度18秒 875メートルの点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑共第106号 | 福岡市西区玄界島沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位298度 1,700メートルの点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 類似又は新規漁業の別 |
|---------|--------------|--------|--------------------|-------------------|---|----|--------------|------------|
| | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | |
| 筑共第107号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 福岡市西 区玄界島 沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位304度 2,175メートルの点 | - | 福岡市西区玄 界島 | 類似漁業 権 |
| 筑共第108号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 福岡市東 区奈多沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位50度 7,825メートルの点 | - | 福岡市東区奈 多 | 類似漁業 権 |
| 筑共第109号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 福岡市東 区奈多沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位55度 8,150メートルの点 | - | 福岡市東区奈 多 | 類似漁業 権 |
| 筑共第110号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 福岡市東 区奈多沖 | 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位56度 8,325メートルの点 | - | 福岡市東区奈 多 | 類似漁業 権 |

イ 免許予定日 令和5年9月1日
ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
エ 申請期間 令和5年6月14日から令和5年7月14日まで

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業権の別 | 類似又は新規漁業権の別 |
|---------|--------------|--------|------------------|-----------------|--|----------------------------|---|-------------|-------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第1号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 糸島市大字加布里加布里漁港北側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第55号 加布里港西防波堤灯台 (イ) 基点第55号から真方位274度50分 345メートルの点 (ロ) 基点第55号から真方位299度30分 418メートルの点 (ハ) 基点第55号から真方位304度15分 378メートルの点 (ニ) 基点第55号から真方位319度40分 510メートルの点 (ホ) 基点第55号から真方位350度35分 434メートルの点 (ヘ) 基点第55号から真方位350度35分 80メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市加布里、岩本、二丈田中、志摩師吉、志摩野北、末永、南風台、前原中央 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第2号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌年3月31日まで | 福岡市西区姪浜小戸地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第62号 福岡市西区小戸3丁目58の1、小戸ヨットハーバー北防波堤突端に設置した灯標 (イ) 基点第62号から真方位294度39分 1,392メートルの点 (ロ) 基点第62号から真方位335度45分 740メートルの点 (ハ) 基点第62号から真方位298度16分 353メートルの点 (ニ) 基点第62号から真方位273度33分 1,264メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市西区愛宕浜、姪の浜、今津、小戸、姪浜駅南、同市中央区高砂、同市南区塩原、糸島市二丈深江、筑紫野市石崎 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第3号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌年3月31日まで | 福岡市西区室見川沖 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第63号 福岡市西区姪浜船溜東防波堤の北西角に設置した標識 (イ) 基点第63号から真方位012度04分 1,008メートルの点 (ロ) 基点第63号から真方位065度41分 2,216メートルの点 (ハ) 基点第63号から真方位076度47分 2,050メートルの点 (ニ) 基点第63号から真方位080度57分 2,012メートルの点 (ホ) 基点第63号から真方位078度38分 1,670メートルの点 (ヘ) 基点第63号から真方位073度47分 1,715メートルの点 (ト) 基点第63号から真方位019度47分 566メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市西区愛宕浜、姪の浜、今津、小戸、姪浜駅南、同市中央区高砂、同市南区塩原、糸島市二丈深江、筑紫野市石崎 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第4号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌年3月31日まで | 糸島市大字加布里加布里漁港西側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第55号 加布里港西防波堤灯台 (イ) 基点第55号から真方位242度37分 496メートルの点 (ロ) 基点第55号から真方位205度54分 70メートルの点 (ハ) 基点第55号から真方位175度50分 430メートルの点 (ニ) 基点第55号から真方位219度7分 697メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市加布里、岩本、二丈田中、志摩師吉、志摩野北、末永、南風台、前原中央 | 団体漁業権 | 新規漁業権 |
| 筑区第101号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市二丈鹿家地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石(包石) 基点第48号 鹿家漁港串崎防波堤記念碑 (イ) 基点第48号から真方位234度33分 1,506メートルの点 (ロ) 基点第48号から真方位277度51分 1,042メートルの点 (ハ) 基点第48号から真方位278度53分 545メートルの点 (ニ) 基点第48号から真方位170度22分 540メートルの点 (ホ) 基点第1号から真方位352度00分 490メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第102号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市二丈片山大崎内側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第50号を順次に結んだ直線並びに(イ)及び基点第50号の間の最大高潮時海岸線から沖合10メートルの線によって囲まれた区域 基点第50号 深江漁港西防波堤の付根に設定した標識 基点第51号 深江漁港の糸島郡深江村及深江片山漁業組合紀年碑 (イ) 基点第51号から真方位265度2分 191メートルの点 (ロ) 基点第51号から真方位272度38分 332メートルの点 (ハ) 基点第51号から真方位298度46分 378メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈深江、松末、神在東 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第103号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市二丈片山大崎南側 | 次の基点第52号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び基点第52号を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第51号 深江漁港の糸島郡深江村及深江片山漁業組合紀年碑 基点第52号 深江漁港西側大崎防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第51号から真方位279度30分 725メートルの点 (ロ) 基点第51号から真方位288度35分 887メートルの点 (ハ) 基点第51号から真方位295度8分 811メートルの点 (ニ) 基点第51号から真方位288度47分 681メートルの点 (ホ) 基点第51号から真方位290度28分 553メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈深江、松末、神在東 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第104号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福岡市東区大字志賀島道切地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第66号 志賀島港西防波堤灯台 (イ) 基点第66号から真方位098度40分 1,097メートルの点 (ロ) 基点第66号から真方位121度10分 1,384メートルの点 (ハ) 基点第66号から真方位140度30分 650メートルの点 (ニ) 基点第66号から真方位106度25分 204メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市東区大字志賀島、大岳、和白丘 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業の別 | 類似又は新規漁業の別 |
|---------|--------------|--------|------------------|-----------------|--|----------------------------|---|------------|------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第105号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福岡市東区大字志賀島叶の浜地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第66号 志賀島港西防波堤灯台 基点第67号 福岡市東区大字志賀島の万葉歌碑(志賀島第6号歌碑) (イ) 基点第66号から真方位203度06分 219メートルの点 (ロ) 基点第66号から真方位192度09分 359メートルの点 (ハ) 基点第66号から真方位244度53分 952メートルの点 (ニ) 基点第67号から真方位163度54分 749メートルの点 (ホ) 基点第67号から真方位175度04分 600メートルの点 (ヘ) 基点第67号から真方位163度34分 499メートルの点 (ト) 基点第67号から真方位154度48分 641メートルの点 (チ) 基点第66号から真方位253度07分 886メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市東区大字志賀島、大岳、和白丘 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第106号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福岡市東区大字弘地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第67号 福岡市東区大字志賀島の万葉歌碑(志賀島第6号歌碑) (イ) 基点第67号から真方位156度09分 375メートルの点 (ロ) 基点第67号から真方位183度29分 555メートルの点 (ハ) 基点第67号から真方位232度09分 509メートルの点 (ニ) 基点第67号から真方位282度54分 726メートルの点 (ホ) 基点第67号から真方位302度39分 555メートルの点 (ヘ) 基点第67号から真方位232度20分 224メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市東区大字弘 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第107号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福岡市東区大字勝馬字赤石地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 (イ) 基点第44号から真方位315度26分 1,110メートルの点 (ロ) 基点第44号から真方位333度45分 1,008メートルの点 (ハ) 基点第44号から真方位184度58分 335メートルの点 (ニ) 基点第44号から真方位214度36分 517メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市東区大字弘 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第108号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福岡市東区大字志賀島東側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 (イ) 基点第46号から真方位069度12分 2,650メートルの点 (ロ) 基点第46号から真方位040度48分 1,210メートルの点 (ハ) 基点第46号から真方位025度00分 1,915メートルの点 (ニ) 基点第46号から真方位055度00分 3,050メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市東区大字弘 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第109号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 北九州市門司区大里地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第77号 北九州市門司区松原二丁目大瀬戸導灯第2号(前灯) (イ) 基点第77号から真方位000度00分 29メートルの点 (ロ) 基点第77号から真方位333度00分 77メートルの点 (ハ) 基点第77号から真方位240度00分 339メートルの点 (ニ) 基点第77号から真方位231度00分 333メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 北九州市門司区大里本町、大里戸ノ上、大里東、梅の木町、奥田、南本町、中二十町、吉志、小松町、藤松、浜町、同市小倉北区上富野、下富野、足原、都、昭和町、弁天町、熊谷、同市小倉南区守恒本町、同市戸畑区東大谷、同市若松区青葉台南 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第110号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福岡市東区箱崎地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台北灯台 (イ) 基点第11号から真方位048度26分 1,749メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位055度03分 1,886メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位061度18分 1,656メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位054度14分 1,497メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市東区箱崎、同市博多区吉塚 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第111号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市二丈吉井地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第49号 糸島市二丈吉井国土地理院四等三角点 (イ) 基点第49号から真方位301度10分 577メートルの点 (ロ) 基点第49号から真方位257度02分 444メートルの点 (ハ) 基点第49号から真方位257度40分 520メートルの点 (ニ) 基点第49号から真方位266度22分 574メートルの点 (ホ) 基点第49号から真方位294度30分 679メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家 | 団体漁業 | 類似漁業 |
| 筑区第112号 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市志摩新町地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位123度16分 957メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位118度11分 987メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位119度17分 1,036メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位123度44分 1,012メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地 | 団体漁業 | 類似漁業 |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業の別 | 類似又は新規漁業の別 |
|--------------------|--------------|------------------|--------------|--|----------------------------|---|-------|------------|------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第1種区画漁業 第113号 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市二丈片山大崎北側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第53号 糸島市二丈片山元瀬に設定した標識 (イ) 基点第53号から真方位256度21分 29メートルの点 (ロ) 基点第53号から真方位254度49分 389メートルの点 (ハ) 基点第53号から真方位238度38分 400メートルの点 (ニ) 基点第53号から真方位180度00分 121メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈深江、松末、神在東 | 団体漁業権 | 新規漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第201号 | 小割式魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 宗像市大島大島漁港内 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第71号 筑前大島港南3号防波堤灯台 (イ) 基点第71号から真方位356度48分 236メートルの点 (ロ) 基点第71号から真方位015度53分 187メートルの点 (ハ) 基点第71号から真方位298度45分 37メートルの点 (ニ) 基点第71号から真方位299度52分 100メートルの点 | なし | 宗像市大島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第202号 | 小割式魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 宗像市鐘崎地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第72号 鐘崎港西防波堤灯台 (イ) 基点第72号から真方位218度00分 1,380メートルの点 (ロ) 基点第72号から真方位220度00分 1,820メートルの点 (ハ) 基点第72号から真方位213度00分 1,890メートルの点 (ニ) 基点第72号から真方位207度00分 1,400メートルの点 | なし | 宗像市鐘崎、上八、池田、田野 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第203号 | 小割式魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 宗像市大島大島漁港内 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第88号 大島漁港東1号防波堤突端に設置した灯標 (イ) 基点第88号から真方位104度44分 70メートルの点 (ロ) 基点第88号から真方位066度02分 148メートルの点 (ハ) 基点第88号から真方位082度54分 180メートルの点 (ニ) 基点第88号から真方位116度47分 123メートルの点 | なし | 宗像市大島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第204号 | 小割式魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩姫島姫島漁港内 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第87号 筑前姫島港東防波堤灯台 (イ) 基点第87号から真方位264度46分 69メートルの点 (ロ) 基点第87号から真方位240度33分 162メートルの点 (ハ) 基点第87号から真方位253度06分 179メートルの点 (ニ) 基点第87号から真方位283度03分 100メートルの点 | なし | 糸島市志摩姫島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第301号 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市二丈松末地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第54号 糸島市二丈浜窪箱島神社 (イ) 基点第54号から真方位255度43分 946メートルの点 (ロ) 基点第54号から真方位256度32分 608メートルの点 (ハ) 基点第54号から真方位241度38分 546メートルの点 (ニ) 基点第54号から真方位230度52分 1,434メートルの点 (ホ) 基点第54号から真方位244度05分 1,505メートルの点 | なし | 糸島市加布里、岩本、二丈田中、志摩師吉、志摩野北、末永、南風台、前原中央 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第302号 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩久家立石崎地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第56号から真方位122度09分 908メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位115度26分 930メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位116度05分 1,146メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位116度58分 1,225メートルの点 (ホ) 基点第56号から真方位120度45分 1,203メートルの点 | なし | 糸島市志摩船越、志摩久家、志摩師吉、志摩初、志摩御床、志摩松隈、波多江駅南、前原南、前原南、福岡市西区今津 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第303号 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩岐志地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位141度56分 253メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位141度55分 703メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位178度56分 880メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位206度28分 587メートルの点 | なし | 糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区境団地 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |
| 筑区第1種区画漁業 第304号 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩野北野北漁港内 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び防波堤によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位297度50分 391メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位285度53分 253メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位273度40分 292メートルの点 | なし | 糸島市志摩野北、浦志 | 団体漁業権 | 類似漁業権 | |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業の別 | 類似又は新規漁業の別 |
|---------|--------------|-------|----------------|----------------|---|----|--|------------|------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第305号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩久家地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤先端に設定した標識 (イ) 基点第56号から真方位076度07分 162メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位046度41分 357メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位092度11分 678メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位105度46分 937メートルの点 (ホ) 基点第56号から真方位135度10分 857メートルの点 (ヘ) 基点第56号から真方位138度40分 493メートルの点 (ト) 基点第56号から真方位109度37分 521メートルの点 | なし | 糸島市志摩船越、志摩久家、志摩師吉、志摩初、志摩御床、志摩松隈、波多江駅南、前原駅南、前原南、福岡市西区今津 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第306号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩岐志地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位224度35分 317メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位230度48分 1,172メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位238度33分 1,175メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位253度16分 334メートルの点 | なし | 糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、萩浦、前原西、福岡市城南区堤団地 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第307号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 福岡市西区能古地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第61号 福岡市西区能古土手崎先端に設置した標識 (イ) 基点第61号から真方位132度11分 113メートルの点 (ロ) 基点第61号から真方位112度34分 198メートルの点 (ハ) 基点第61号から真方位146度36分 332メートルの点 (ニ) 基点第61号から真方位163度11分 296メートルの点 | なし | 福岡市西区能古 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第308号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 福岡市東区志賀島志賀島漁港内 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第66号 志賀島港西防波堤灯台 (イ) 基点第66号から真方位305度27分 83メートルの点 (ロ) 基点第66号から真方位293度08分 34メートルの点 (ハ) 基点第66号から真方位238度00分 105メートルの点 (ニ) 基点第66号から真方位230度04分 137メートルの点 (ホ) 基点第66号から真方位249度08分 152メートルの点 | なし | 福岡市東区大字志賀島、大岳、和白丘 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第309号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 北九州市若松区小竹地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第74号 響新港西第1防波堤東灯台 (イ) 基点第74号から真方位245度29分 973メートルの点 (ロ) 基点第74号から真方位242度21分 111メートルの点 (ハ) 基点第74号から真方位195度20分 365メートルの点 (ニ) 基点第74号から真方位231度32分 1,129メートルの点 | なし | 北九州市若松区大字小竹、畠田、花野路、上原町、浜町、鴨生田、青葉台南、迫田町、原町、響南町、宮丸、浪打町、東二島、桜町、東小石町、本町、小糸町、乙丸、塩屋、西小石町、中川町、久岐の浜、同市戸畑区天籟寺、旭町、同市八幡東区荒手 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第310号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 福津市津屋崎漁港内 | 次の基点第82号、(イ)、(ロ)及び基点第83号を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域 基点第69号 津屋崎港東1号防波堤灯台 (イ) 基点第69号から真方位19度27分 79メートルの点 (ロ) 基点第69号から真方位47度05分 231メートルの点 (ハ) 基点第69号から真方位59度34分 227メートルの点 (ニ) 基点第69号から真方位59度34分 59メートルの点 | なし | 福津市津屋崎、渡、宮司 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第311号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 福岡市西区大字宮浦地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位076度50分 45メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位084度08分 352メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位049度02分 745メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位041度06分 733メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位059度38分 313メートルの点 | なし | 福岡市西区大字宮浦、生の松原 | 個別漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第312号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 福岡市西区大字宮浦地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位233度11分 165メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位223度57分 585メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位177度56分 941メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位164度06分 2,042メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位124度04分 2,134メートルの点 (ヘ) 基点第60号から真方位105度00分 1,851メートルの点 (ト) 基点第60号から真方位069度28分 850メートルの点 (チ) 基点第60号から真方位095度22分 639メートルの点 | なし | 福岡市西区大字宮浦、生の松原 | 個別漁業権 | 類似漁業権 |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業権の別 | 類似又は新規漁業権の別 |
|---------|--------------|-------------|------------------|--------------|--|----------------------------|--|-------------|-------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第313号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市二丈片山大崎内側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ニ)の間の最大高潮時海岸線から沖合10メートルの線によって囲まれた区域 基点第51号 深江漁港の糸島郡深江村及深江片山漁業組合紀年碑 (イ) 基点第51号から真方位296度37分 519メートルの点 (ロ) 基点第51号から真方位272度26分 466メートルの点 (ハ) 基点第51号から真方位272度38分 332メートルの点 (ニ) 基点第51号から真方位298度46分 378メートルの点 | なし | 糸島市二丈深江、松末、神在東 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第314号 | 第1種区画漁業 | かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 北九州市若松区小竹地先 | 次の基点第86号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域 基点第91号 脇之浦漁港北防波堤の突端に設定した標識 (イ) 基点第91号から真方位219度10分 147メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位188度45分 97メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位187度43分 102メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位217度41分 150メートルの点 | なし | 北九州市若松区大字小竹、畠田、花野路、上原町、浜町、鴨生田、青葉台南、迫田町、原町、響南町、宮丸、浪打町、東二島、桜町、東小石町、本町、小糸町、乙丸、塩屋、西小石町、中川町、久岐の浜、同市戸畑区天籟寺、旭町、同市八幡東区荒手 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第401号 | 第1種区画漁業 | わかめ・あかもく養殖業 | 10月1日から翌年6月30日まで | 宗像市大島大島避難港南側 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第70号 宗像市大島大島港外防波堤灯台 (イ) 基点第70号から真方位143度44分 121メートルの点 (ロ) 基点第70号から真方位170度23分 427メートルの点 (ハ) 基点第70号から真方位196度45分 440メートルの点 (ニ) 基点第70号から真方位232度32分 159メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 宗像市大島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第501号 | 第1種区画漁業 | あわび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 福岡市西区玄界島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第86号 玄界港第1号防波堤灯台 (イ) 基点第86号から真方位054度18分 147メートルの点 (ロ) 基点第86号から真方位056度59分 221メートルの点 (ハ) 基点第86号から真方位074度52分 202メートルの点 (ニ) 基点第86号から真方位073度54分 170メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福岡市西区玄界島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第601号 | 第1種区画漁業 | ふともぐ養殖業 | 12月1日から翌年6月15日まで | 宗像市地島泊地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第73号 地島泊漁港(泊地区)外防波堤南端に設定した標識 (イ) 基点第73号から真方位 8度51分 230メートルの点 (ロ) 基点第73号から真方位 43度35分 354メートルの点 (ハ) 基点第73号から真方位 66度13分 275メートルの点 (ニ) 基点第73号から真方位 29度11分 91メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 宗像市地島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第602号 | 第1種区画漁業 | ふともぐ養殖業 | 12月1日から翌年6月15日まで | 宗像市地島泊地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第73号 地島泊漁港(泊地区)外防波堤南端に設定した標識 (イ) 基点第73号から真方位296度49分 868メートルの点 (ロ) 基点第73号から真方位309度28分 766メートルの点 (ハ) 基点第73号から真方位297度22分 541メートルの点 (ニ) 基点第73号から真方位282度57分 672メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 宗像市地島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第701号 | 第1種区画漁業 | わかめ・ふともぐ養殖業 | 10月1日から翌年6月15日まで | 糸島市志摩芥屋地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 糸島市志摩芥屋地先 筑前ノ瀬灯標 (イ) 基点第58号から真方位037度24分 989メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位048度04分 1,007メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位054度03分 960メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位061度34分 930メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位058度58分 859メートルの点 (ヘ) 基点第58号から真方位046度01分 894メートルの点 (ト) 基点第58号から真方位040度28分 889メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区并尻 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第801号 | 第1種区画漁業 | こんぶ養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 糸島市志摩芥屋地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 糸島市志摩芥屋地先 筑前ノ瀬灯標 (イ) 基点第58号から真方位061度34分 930メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位063度55分 911メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位061度27分 838メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位058度58分 859メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区并尻 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業の別 | 類似又は新規漁業の別 |
|----------|--------------|----------|----------------|--------------|--|----|----------------|------------|------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第901号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位118度10分 58メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位057度10分 275メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位069度30分 309メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位122度21分 128メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第902号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位325度15分 102メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位339度43分 141メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位351度20分 129メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位339度57分 83メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第903号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位008度17分 357メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位013度05分 391メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位016度42分 372メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位012度01分 336メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第904号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位023度16分 306メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位034度27分 398メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位047度15分 367メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位039度14分 259メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第905号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位025度38分 393メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位028度52分 426メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位032度19分 411メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位029度16分 376メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第906号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第89号 糟屋郡新宮町大字相島朝鮮通信使関係遺跡群石碑 (イ) 基点第89号から真方位066度55分 155メートルの点 (ロ) 基点第89号から真方位025度00分 161メートルの点 (ハ) 基点第89号から真方位032度57分 187メートルの点 (ニ) 基点第89号から真方位065度48分 187メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第907号 | 第1種区画漁業 | 真珠母貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位208度10分 34メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位182度11分 125メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位187度04分 127メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位220度44分 41メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第1001号 | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糟屋郡新宮町大字相島地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ト)の間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位048度47分 609メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位047度17分 533メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位038度52分 464メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位048度09分 389メートルの点 (ホ) 基点第68号から真方位093度10分 549メートルの点 (ヘ) 基点第68号から真方位102度23分 1,242メートルの点 (ト) 基点第68号から真方位083度37分 1,223メートルの点 | なし | 糟屋郡新宮町大字相島 | 団体漁業権 | 新規漁業権 |
| 筑区第1101号 | 第1種区画漁業 | かき・魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 宗像市鐘崎地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域 基点第72号 鐘崎港西防波堤灯台 (イ) 基点第72号から真方位 96度41分 85メートルの点 (ロ) 基点第72号から真方位 95度39分 115メートルの点 (ハ) 基点第72号から真方位151度48分 224メートルの点 (ニ) 基点第72号から真方位170度42分 392メートルの点 (ホ) 基点第72号から真方位175度27分 381メートルの点 | なし | 宗像市鐘崎、上八、池田、田野 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |

| 公示番号 | 免許の内容となるべき事項 | | | | | | 関係地区 | 個別又は団体漁業権の別 | 類似又は新規漁業権の別 |
|----------|--------------|------------|------------------|------------|--|---------------------------------------|--|-------------|-------------|
| | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 条件 | | | |
| 筑区第1102号 | 第1種区画漁業 | かき・魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 宗像市地島豊岡地先 | 次の基点第80号、(イ)、(ロ)及び基点第81号を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域 基点第80号 地島豊岡漁港(豊岡地区)第1東防波堤北西端に設定した標識 基点第81号 地島豊岡漁港(豊岡地区)第1東防波堤北東端に設定した標識 (イ) 基点第80号から真方位354度44分 47メートルの点 (ロ) 基点第81号から真方位354度44分 47メートルの点 | なし | 宗像市地島、鐘崎、上八、池田、田野 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第1103号 | 第1種区画漁業 | かき・魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市二丈吉井地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第49号 糸島市二丈吉井国土地理院四等三角点 (イ) 基点第49号から真方位266度26分 572メートルの点 (ロ) 基点第49号から真方位264度31分 945メートルの点 (ハ) 基点第49号から真方位273度08分 1,076メートルの点 (ニ) 基点第49号から真方位293度00分 1,166メートルの点 (ホ) 基点第49号から真方位308度47分 840メートルの点 | なし | 糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第1104号 | 第1種区画漁業 | かき・魚類養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市志摩船越地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第56号から真方位277度59分 183メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位228度47分 907メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位204度51分 888メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位133度10分 160メートルの点 | なし | 糸島市志摩船越、志摩久家、志摩師吉、志摩初、志摩御床、志摩松隈、波多江駅南、前原駅南、前原南、福岡市西区今津 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第1201号 | 第1種区画漁業 | かき・わかめの養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで | 福津市津屋崎新川地先 | 次の基点第69号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第69号を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第69号 津屋崎港東1号防波堤灯台 (イ) 基点第69号から真方位111度10分 763メートルの点 (ロ) 基点第69号から真方位089度28分 823メートルの点 (ハ) 基点第69号から津屋崎漁港東防波堤沿いに北東へ348メートルの点 (ニ) 基点第69号から津屋崎漁港東防波堤沿いに北東へ204メートルの点 | わかめ養殖にあつては、漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 福津市津屋崎、渡、宮司 | 団体漁業権 | 類似漁業権 |
| 筑区第1301号 | 第1種区画漁業 | あかもく養殖業 | 10月1日から翌年6月30日まで | 糸島市二丈吉井地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第49号 糸島市二丈吉井国土地理院四等三角点 (イ) 基点第49号から真方位300度37分 993メートルの点 (ロ) 基点第49号から真方位297度39分 954メートルの点 (ハ) 基点第49号から真方位291度35分 1,123メートルの点 (ニ) 基点第49号から真方位294度34分 1,137メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家 | 団体漁業権 | 新規漁業権 |
| 筑区第1302号 | 第1種区画漁業 | あかもく養殖業 | 10月1日から翌年6月30日まで | 糸島市二丈鹿家地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第48号 鹿家漁港申崎防波堤記念碑 (イ) 基点第48号から真方位146度21分 441メートルの点 (ロ) 基点第48号から真方位137度52分 500メートルの点 (ハ) 基点第48号から真方位144度35分 568メートルの点 (ニ) 基点第48号から真方位152度13分 517メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家 | 団体漁業権 | 新規漁業権 |
| 筑区第1303号 | 第1種区画漁業 | あかもく養殖業 | 10月1日から翌年6月30日まで | 糸島市志摩野北地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位278度24分 169メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位212度56分 60メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位212度24分 92メートルの点 (ニ) 基点第59号から真方位269度04分 185メートルの点 | 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。 | 糸島市志摩野北、浦志 | 団体漁業権 | 新規漁業権 |
| 筑区第1401号 | 第1種区画漁業 | うに養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 糸島市二丈福井地先 | 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第90号 福吉北防波堤灯台 (イ) 基点第90号から真方位246度15分 235メートルの点 (ロ) 基点第90号から真方位241度34分 163メートルの点 (ハ) 基点第90号から真方位228度31分 179メートルの点 (ニ) 基点第90号から真方位236度26分 246メートルの点 | なし | 糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家 | 団体漁業権 | 新規漁業権 |

イ 免許予定日 令和5年9月1日
ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
エ 申請期間 令和5年6月14日から令和5年7月14日まで

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覽表②

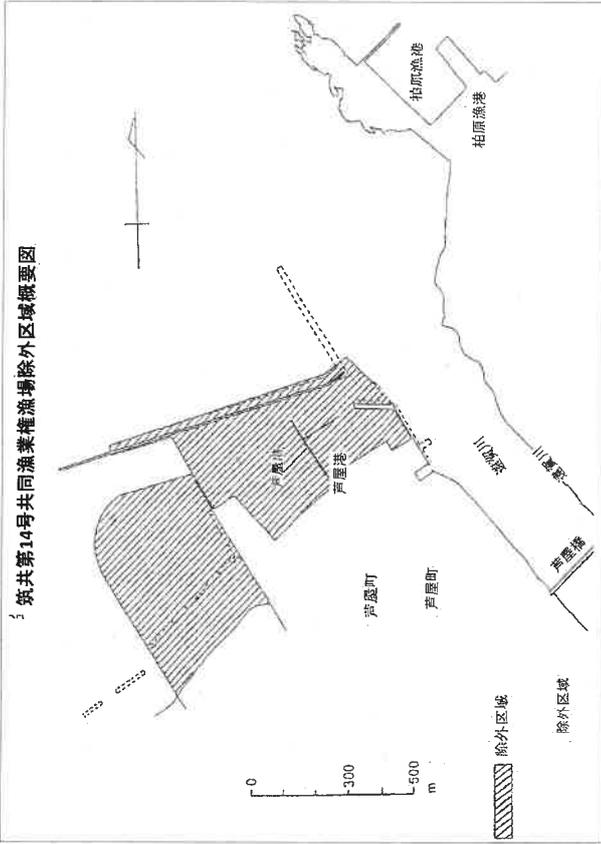
| 免許番号(筑区) | 団体・個別 | 類似・新規 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁場の位置 | 漁業権者 漁業協同組合(支所) | 備考 |
|----------|-------|-------|-------------|-----------|---------------|--------------------|-------------|
| 1号 | 団体 | 類似 | のり養殖業 | 9/1-4/30 | 糸島市加布里地先 | 糸島(加布里) | |
| 2号 | 団体 | 類似 | のり養殖業 | 10/1-3/31 | 福岡市西区姪浜小戸地先 | 福岡市(姪浜) | |
| 3号 | 団体 | 類似 | のり養殖業 | 10/1-3/31 | 福岡市西区室見川沖 | 福岡市(姪浜) | |
| 4号 | 団体 | 新規 | のり養殖業 | 10/1-3/31 | 糸島市加布里漁港西側 | 糸島(加布里) | 新規漁業権 |
| 101号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市二丈鹿家地先 | 糸島(福吉) | |
| 102号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市二丈片山大崎内 | 糸島(深江) | |
| 103号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市二丈片山大崎南 | 糸島(深江) | |
| 104号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福岡市東区志賀島地先 | 福岡市(志賀島) | |
| 105号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福岡市東区志賀島地先 | 福岡市(志賀島) | |
| 106号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福岡市東区弘地先 | 福岡市(弘) | |
| 107号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福岡市東区勝馬地先 | 福岡市(弘) | |
| 108号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福岡市東区志賀島地先 | 福岡市(志賀島) | |
| 109号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福津市津屋崎新田地先 | 宗像(津屋崎) | かき・わかめ養殖に移行 |
| 110号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 北九州市小倉北区馬島地先 | 北九州市(馬島) | 削除 |
| 111号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 北九州市小倉北区馬島地先 | 北九州市(馬島) | 削除 |
| 112号109号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 北九州市門司区大里地先 | 北九州市(大里) | |
| 113号110号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 福岡市東区箱崎地先 | 福岡市(箱崎) | |
| 114号111号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市二丈吉井地先 | 糸島(福吉) | |
| 115号112号 | 団体 | 類似 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市志摩岐志地先 | 糸島(岐志) | |
| 113号 | 団体 | 新規 | わかめ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市二丈片山大崎地先 | 糸島(深江) | 新規漁業権 |
| 201号 | 団体 | 新規 | 小割式魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩船越地先 | 糸島(船越) | かき・魚類養殖に移行 |
| 202号201号 | 団体 | 類似 | 小割式魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 宗像市大島避難港南 | 宗像(大島) | |
| 203号202号 | 団体 | 類似 | 小割式魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 宗像市鐘崎地先 | 宗像(鐘崎) | |
| 204号203号 | 団体 | 類似 | 小割式魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 宗像市大島地先 | 宗像(大島) | |
| 205号204号 | 団体 | 類似 | 小割式魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市姫島地先 | 糸島(姫島) | |
| 301号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市二丈松末地先 | 糸島(加布里) | |
| 302号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩船越地先 | 糸島(船越) | |
| 303号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩岐志地先 | 糸島(岐志) | |
| 304号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩野北地先 | 糸島(野北) | |
| 305号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩船越地先 | 糸島(船越) | |
| 306号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩岐志地先 | 糸島(岐志) | |
| 307号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 福岡市西区能古地先 | 福岡市(能古) | |
| 308号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 福岡市東区志賀島地先 | 福岡市(志賀島) | |
| 309号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 北九州市若松区大字小竹地先 | 北九州市(脇之浦) | |
| 310号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 福津市津屋崎地先 | 宗像(津屋崎) | |
| 311号 | 個別 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 福岡市西区宮浦地先 | 福岡市(唐泊) | |
| 312号 | 個別 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 福岡市西区宮浦地先 | 福岡市(唐泊) | |
| 313号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市二丈深江地先 | 糸島(深江) | |
| 314号 | 団体 | 類似 | かき養殖業 | 1/1-12/31 | 北九州市若松区大字小竹地先 | 北九州市(脇之浦) | |
| 401号 | 団体 | 類似 | わかめ・あかもく養殖業 | 10/1-6/30 | 宗像市大島避難港南 | 宗像(大島) | 漁業時期変更 |
| 501号 | 団体 | 類似 | あわび養殖業 | 1/1-12/31 | 福岡市西区玄界島地先 | 福岡市(玄界島) | |
| 601号 | 団体 | 類似 | ふともずく養殖業 | 12/1-6/15 | 宗像市地島地先 | 宗像(地島) | |
| 602号 | 団体 | 類似 | ふともずく養殖業 | 12/1-6/15 | 宗像市地島地先 | 宗像(地島) | |
| 701号 | 団体 | 類似 | わかめふともずく養殖業 | 10/1-6/15 | 糸島市志摩芥屋地先 | 糸島(芥屋) | |
| 801号 | 団体 | 類似 | こんぶ養殖業 | 10/1-5/31 | 糸島市志摩芥屋地先 | 糸島(芥屋) | |

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

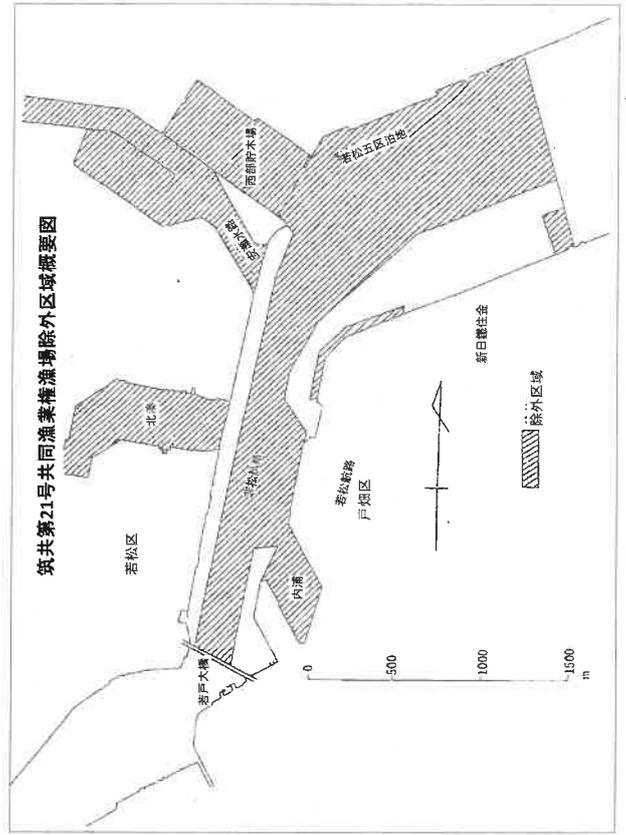
別紙一覧表②

| 免許番号(筑区) | 団体・ 個別 | 類似・ 新規 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁場の位置 | 漁業権者 漁業協同組合(支所) | 備考 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------------|---------|
| 901号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 902号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 903号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 904号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 905号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 906号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 907号 | 団体 | 類似 | 真珠母貝養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 1001号 | 団体 | 新規 | 真珠養殖業 | 1/1-12/31 | 糟屋郡新宮町相島地先 | 新宮相島(相島) | |
| 1101号 | 団体 | 類似 | かき・魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 宗像市鐘崎地先 | 宗像(鐘崎) | |
| 1102号 | 団体 | 類似 | かき・魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 宗像市地島豊岡地先 | 宗像(地島) | |
| 1103号 | 団体 | 類似 | かき・魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市二丈吉井地先 | 糸島(福吉) | |
| 1104号 | 団体 | 類似 | かき・魚類養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市志摩船越地先 | 糸島(船越) | 旧筑区201号 |
| 1201号 | 団体 | 類似 | かき・わかめ養殖業 | 1/1-12/31 | 福津市津屋崎新川地先 | 宗像(津屋崎) | 旧筑区109号 |
| 1301号 | 団体 | 新規 | あかもく養殖業 | 10/1-6/30 | 糸島市二丈吉井地先 | 糸島(福吉) | 新規漁業権 |
| 1302号 | 団体 | 新規 | あかもく養殖業 | 10/1-6/30 | 糸島市二丈鹿家地先 | 糸島(福吉) | 新規漁業権 |
| 1303号 | 団体 | 新規 | あかもく養殖業 | 10/1-6/30 | 糸島市志摩野北地先 | 糸島(野北) | 新規漁業権 |
| 1401号 | 団体 | 新規 | うに養殖業 | 1/1-12/31 | 糸島市二丈福井地先 | 糸島(福吉) | 新規漁業権 |

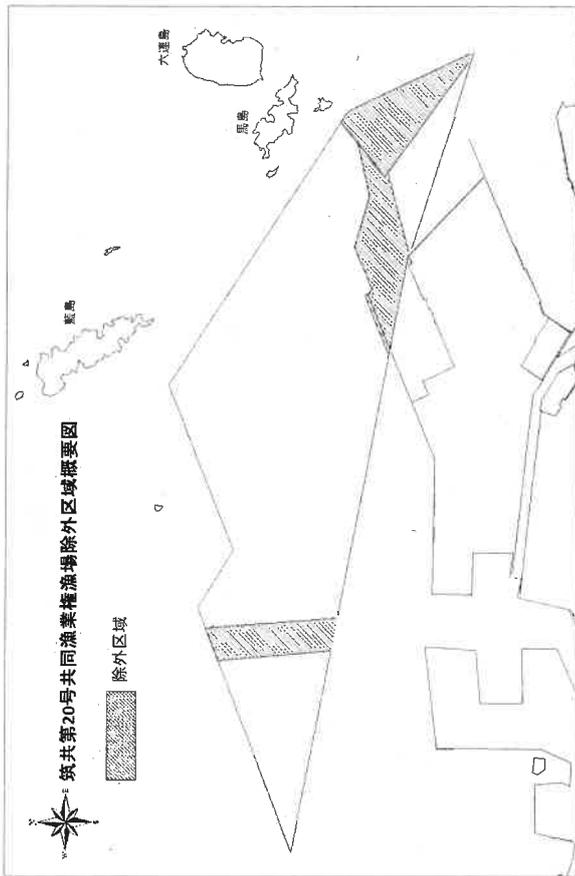
筑共第14号共同漁業権漁場除外区域概要図



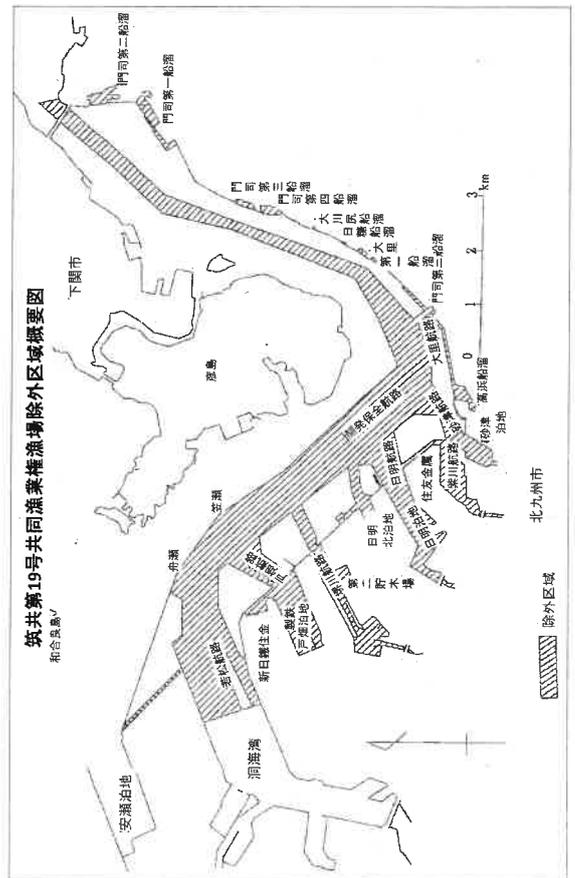
筑共第21号共同漁業権漁場除外区域概要図

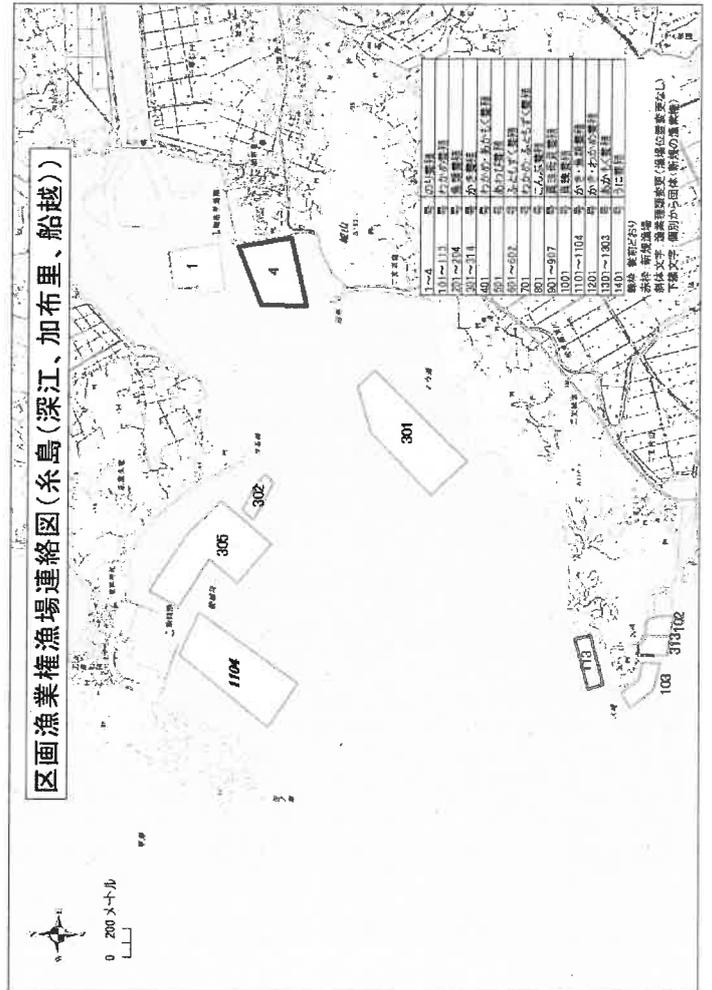
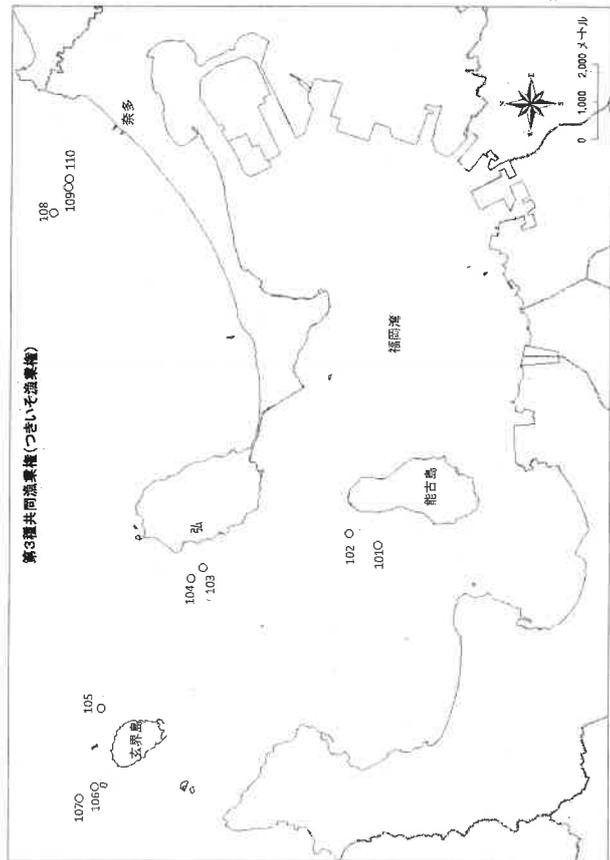
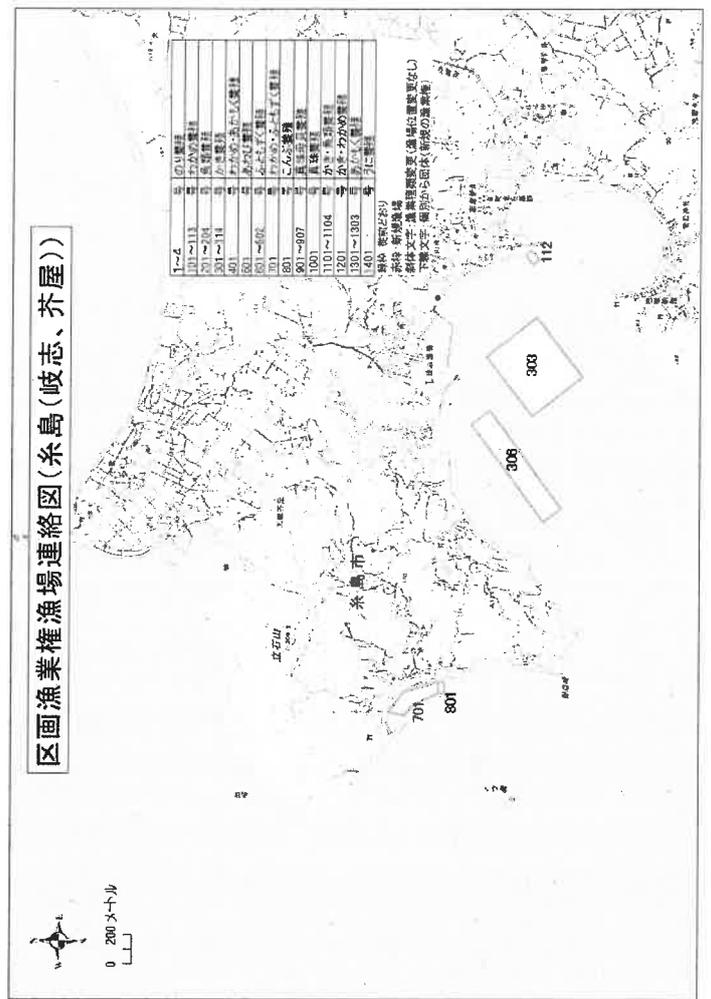
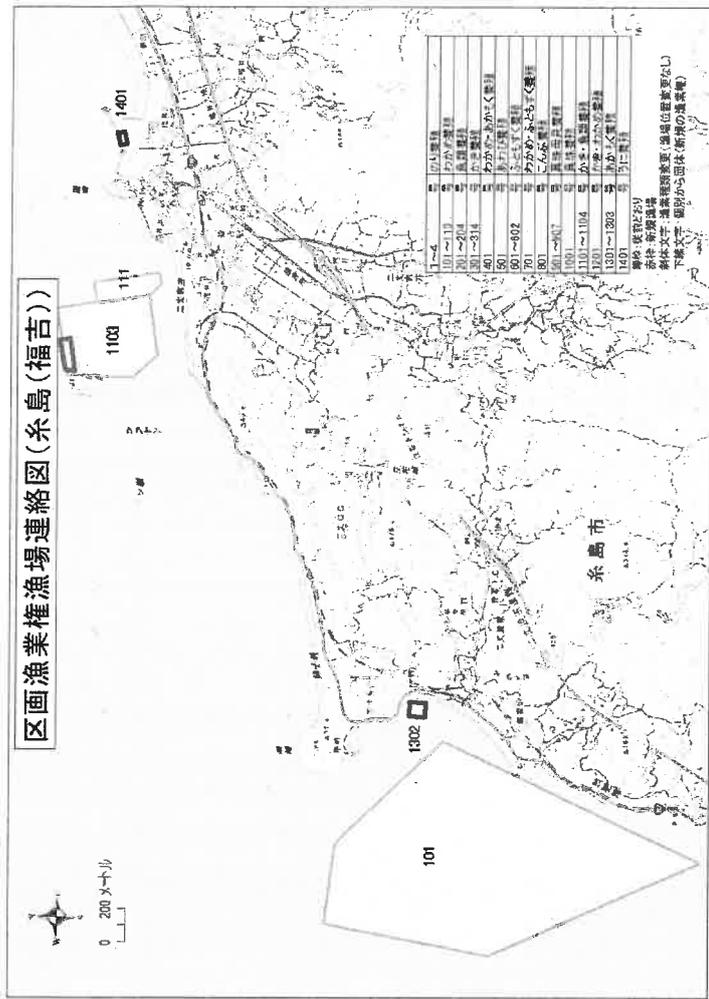


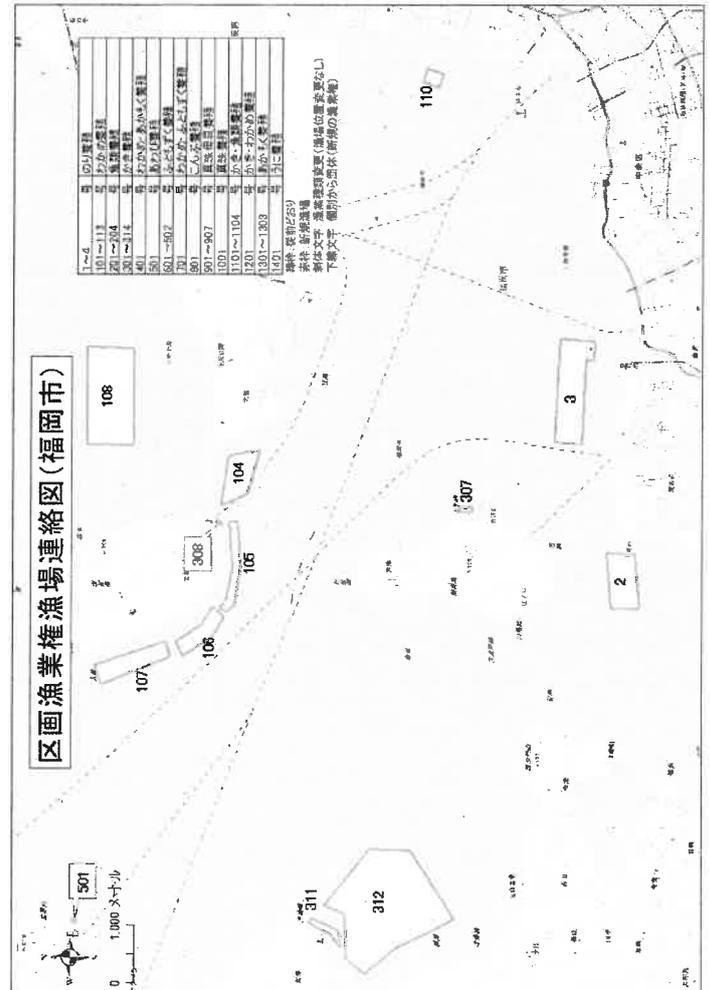
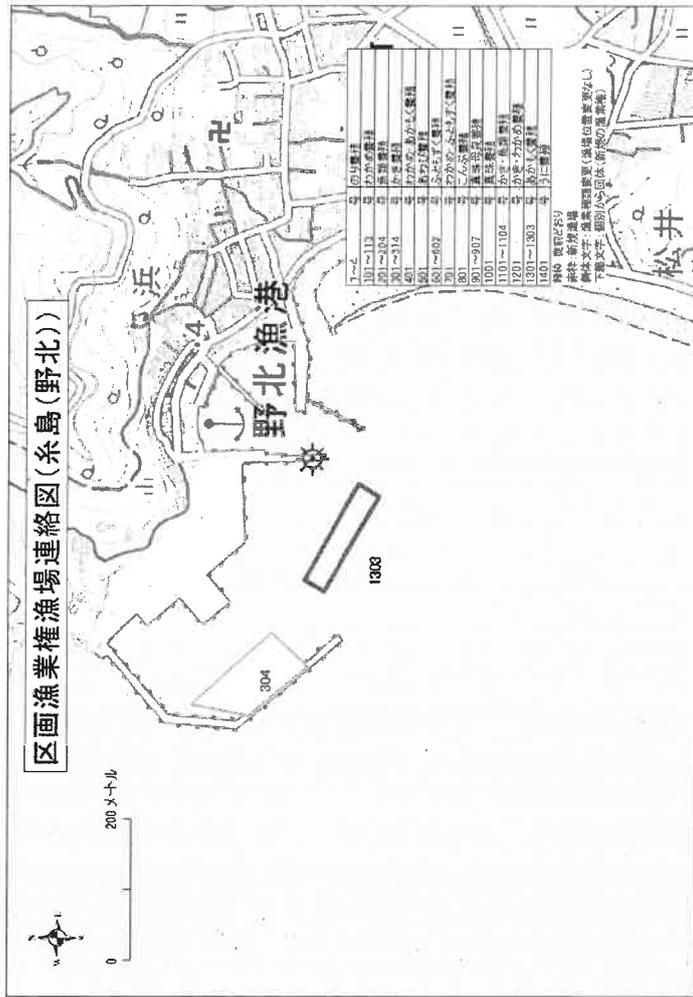
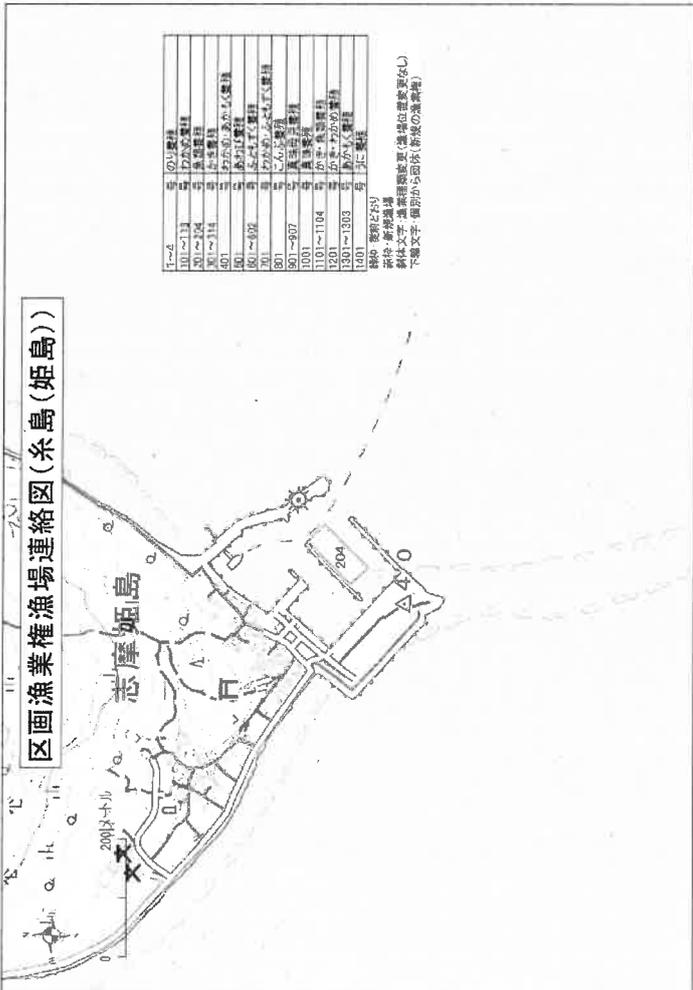
筑共第20号共同漁業権漁場除外区域概要図



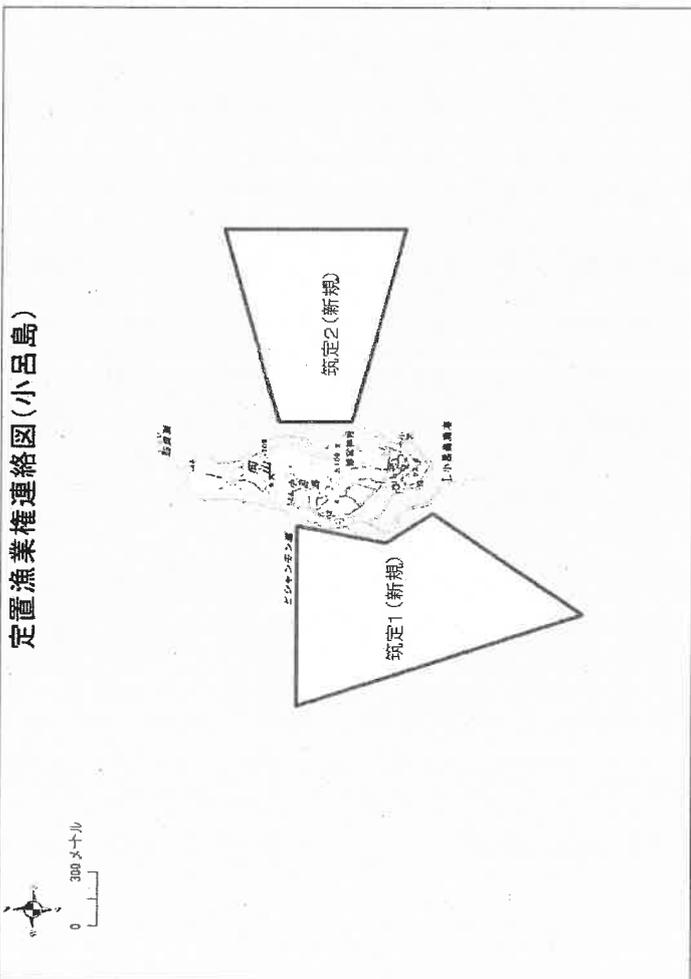
筑共第19号共同漁業権漁場除外区域概要図







定置漁業権連絡図(小呂島)



令和5年2月17日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課
課長 上妻 智行 様

北九州9ヶ浦漁業権管理委員会
委員長 梶原 康弘



筑前海区における北九州地先のなまこの採捕期間について（要望）

平素より筑前海区における北九州地区の漁業秩序維持並びに漁業資源の繁殖保護にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、従来より当地区の漁業者は「なまこ」を素潜り、磯見及び小型底びき網漁業等により採捕しております。なまこは令和2年の改正漁業法により特定水産動植物に指定され、また、令和4年12月に施行された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下、流適法）により適正な流通が求められており、我々漁業者は法の趣旨に従って、適正な管理・流通を行っているところです。

本県のなまこの採捕期間は、産卵親魚保護の観点から福岡県漁業調整規則（以下、規則）第38条に基づき、採捕期間は「10月1日から翌年3月30日」となっています。一方、水産海洋技術センターの調査によると、筑前海区における北九州地先（関門及び関門に隣接する海域）のなまこの成熟時期は規則で定める禁止期間より1ヵ月程度遅くなっており、現行規則では成熟したなまこを採捕してしまいかねず、資源管理への影響を危惧しているところです。また、成熟していない時期のなまこは単価も高く、有効利用が漁家経営安定のために必要な課題となっており、規則の改正が必要と考えております。

今般、貴県では令和5年9月1日の漁業権更新に合わせて規則を改正したうえで、第38条で規定しているなまこの採捕禁止期間を削除し、共同漁業権の漁業時期で管理することを検討していると、県HP意見公募にて拝見いたしました。

つきましては、漁業権更新及び規則改正に合わせて、北九州地先（関門及び関門に隣接する海域）の漁業権に係るなまこの採捕期間を下記のとおりにすることを要望いたします。これにより、漁業法や流適法で求められているなまこ資源の管理や適正な流通がより一層図られるものと考えておりますので、何卒ご検討のほどよろしく願いいたします。

記

筑前海区における北九州地区（関門及び関門に隣接する海域）の共同漁業権（筑共第16、17、18、19、20、21号）のなまこの採捕期間を「11月1日から翌年4月30日」にすること。

ナマコに関するこれまでの取り組みについて

水産海洋技術センター

1. 成熟度調査

- ・平松支所からナマコ操業期間の見直しにかかる要望があり、平成 25 年度から成熟度調査を実施。
- ・今年度においても、4～6 月の生殖腺指数は低位で推移しているのに対し、7 月から上昇が確認され、9 月 27 日にピークとなった。その後、生殖腺指数は低下したことから、今年度の産卵期は 9～10 月と推察される。
- ・年変動はあるものの、これまでの調査でも平松地先における産卵期は 8 月以降であることを確認。関門付近の海域では、他海域でのナマコの産卵期（4～6 月）とは異なると考えられる。

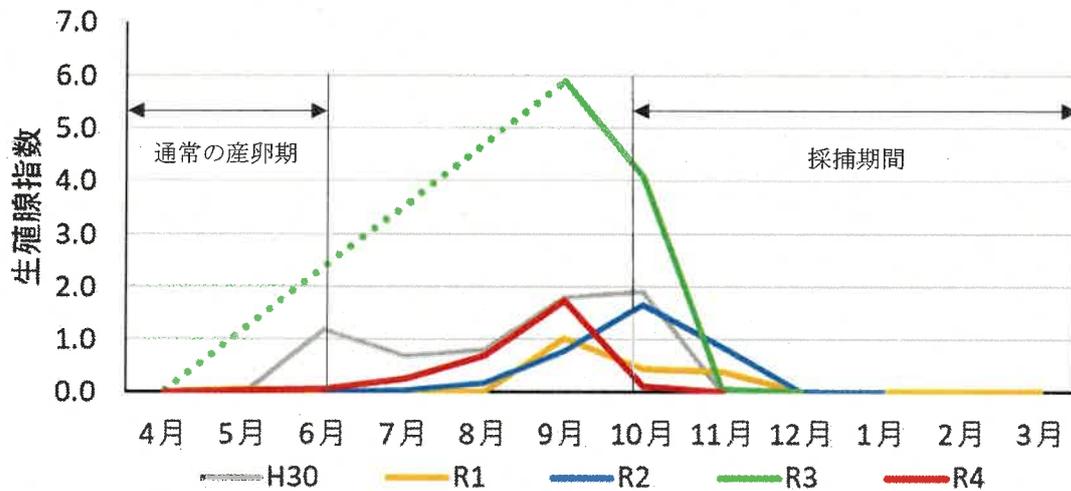


図 関門付近における直近 5 年の生殖腺指数

要望書

平素より、宗像地域の漁業振興につきましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

◎ 現状と経緯

宗像漁協にはまき網が5統あり、総水揚高の32%超を占める漁協の基幹産業であります。しかし、近年、水揚量の減少、燃油の高騰など経費増加で、まき網の経営は厳しいものになっているのが現状です。そうした中、28年度より7年間4月15～30日の試験操業を実施させて頂きました。本当にありがとうございました。本年度は養殖魚の減少等で昨年より魚価高となり、水揚高は増加致しました。しかし、この先、経済情勢の不透明感は続いており、船を下りる者も増加し、まき網の存続さえも危惧するところです。このような状況でありますので、今後も協業化を進め経費の削減に努めることを考えております。まき網が一ヶ統でも減少にあると、手数料の減少・燃油の使用量、氷販売量の低下による利益の減少等で、組合経営にも大きな打撃を与えます。地域性もあるのですが、漁村の漁業人口も減少する一方で、漁業種類の転換により、雑かご漁業・刺網漁業・釣漁業による漁場利用はむしろ増しており、より漁場がせまくなった感があります。また、大中まき網漁業は周年操業で、特に、1月～4月は魚群の反応があれば3m波高でも操業できることから(アジ・サバ等)を大量に漁獲していることを耳にします。福岡県まき網協議会では、資源管理計画を策定し資源管理に務めていますが、その効果も大中まき網の漁獲によって薄まっていると思われます。過去にも、大中型まき網の違反操業に対して抗議や陳情等を行った経緯もあり、その操業を抑止する意味でも再度の試験操業をお願いすることといたしました。

このため、宗像漁協といたしましては、まき網経営の改善、ひいては漁協経営の安定、漁場秩序の維持を目的として、また、今後の円滑な操業のため、取り組む必要があると判断いたしました。

そこで、下記のとおり4月の試験操業の延長許可を要望いたしますので、漁業者の窮状をお察しいただき、特段のご高配のほどよろしく願いいたします。

なお、試験操業の延長については、別紙のとおり関係漁協の同意も得られておりますことを申しそえます。

記

◎ 要望内容

| 条件内容 | 要 望 | 備 考 |
|-----------|----------------------|-------------------------------|
| 延長操業期間 | 4月15日～30日 | 令和5年度試験操業(毎年、関係地区の同意を得て操業) |
| 延長期間の操業区域 | 距岸8マイル・沖ノ島 8マイル以遠 | 4月の間は左記の区域(大中まき網操業区域と同じ。別紙参照) |

筑前海区漁業調整委員会

会 長 富 重 信 一 殿

令和5年3月3日

宗 像 漁 業 協 同 組
 代表理事組合長 桑 村 勝



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 5 年 3 月 3 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所 福岡県糸島市志摩岐志778番地5
組合名 糸島漁業協同組合
代表理事組合長 仲西利弘
代表者名  (印)

同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 5 年 2 月 22 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

福岡市西区愛宕浜4丁目49番1号

組合名

福岡市漁業協同組合

代表理事組合長 藤野 秀 司

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

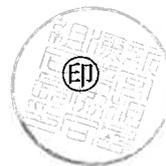
令和 5 年 2 月 6 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所 福岡県糟屋郡新宮町相島1559

組合名 新宮相島漁業協同組合

代表者名 代表理事組合長
井上 博



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 5 年 2 月 13 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1675番地

組合名

遠賀漁業協同組合
代表理事組合長 中西隆雄

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 5年 3月 6日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名 北九州市若松区大字安屋1742番地
ひびき灘漁業協同組合
代表者名 代表理事 組合長 本田 義 人



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 5 年 3 月 3 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

〒808-0008 北九州市若松区大字小竹3008番地7
組合名 北九州市漁業協同組合

代表理事 長村 秀 男

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 5 年 3 月 3 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名 北九州9ヶ浦漁業権管理委員会
代表者名 委員長 梶原康弘



あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

| 区域名 | 許可する船舶等の数の上限 | 住所要件 |
|-----------------|--------------|------|
| 宗像地区 (鐘崎、大島) | 5 | 宗像市 |

(2) 船舶の総トン数

網船は15トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月15日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
過去3年間において操業実績のあった者（5～12月操業含む。）。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 最大高潮時海岸線から8海里以内の海域においては操業してはならない。
- (2) 日の出から日没までの間は操業してはならない。
- (3) まき網漁業の付属船は、知事の認可を受けた船舶以外を使用してはならない。
- (4) まき網漁業に使用する漁船には、1漁船につき集魚灯に使用する電球10キロワットをこえる電気設備をしてはならない。
- (5) まき網漁業には、1統につき網船を含み3隻をこえる灯船を使用してはならない。

4 休業届

やむを得ず漁業を休業する場合は、様式第1号により休業届を提出するものとする。

5 申請書の添付書類等

許可申請者は、本漁業に使用する付属船（灯船、魚探船、運搬船）に関し、別に定める「あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領」により必要書類を提出するものとする。

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業休業届

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

下記理由により〇〇年度はあじ・さばまき網漁業を休業しますので届出します。

記

休業の理由

| |
|--|
| |
|--|

あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領

あじ・さばまき網漁業は、許可船（網船）及び付属船によって構成される「船団」によって操業される。当漁業に使用する付属船の認可については、この要領により処理するものとする。

1 付属船の種類（使用区分）

付属船の種類は、灯船，魚探船，運搬船とし、その使用区分の重複は認めるが、使用区分に記載されていない業務を行ってはならない。

2 付属船の認可基準

- (1) 付属船の認可隻数は、6隻を上限とする。漁業協同組合経営のまき網に限り9隻を上限とするが、実際の操業に使用できるのは認可された内の6隻以内とする。
- (2) 付属船は、福岡県の漁船登録を受けた総トン数20トン未満の船舶でなければならない。また、1船団当りの付属船の合計総トン数は100トン未満でなければならない。

3 船団の構成

船団の構成は、原則として同一漁業協同組合内に限る。ただし、経営の合理化等やむを得ない理由により船団の構成が他組合にまたがる場合は、筑前海区漁業調整委員会と協議の上処理する。

4 認可申請書類について

まき網漁業の許可申請者は、申請時にあじ・さばまき網漁業付属船認可申請書（様式第1号）を添付しなければならない。

付属船の変更が生じたときは、あじ・さばまき網漁業に使用する付属船変更認可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

5 まき網漁業付属船認可証

認可した付属船については、様式第3号により申請者に対し認可証を交付する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業付属船認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船
さいますようお願いします。

丸に係る付属船として下記船舶を使用したいので認可下

記

| 使用区分 | 船名 | 漁船登録番号 | 総トン数 | 馬力数 | 使用者氏名 |
|------|----|--------|------|-----|-------|
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |

(様式第2号)

あじ・さばまき網漁業付属船変更認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船 丸に係る付属船について下記のとおり船舶を変更したいので認可下さいますようお願いいたします。

記

1 使用船舶

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|------|------|
| 使用区分 | | |
| 船名 | 丸 | 丸 |
| 漁船登録番号 | FO - | FO - |
| 総トン数 | トン | トン |
| 馬力数 | 馬力 | 馬力 |
| 使用者氏名 | | |

2 変更理由

(様式第3号)

あじ・さばまき網漁業付属船認可証

あじ・さばまき網船 丸（許可番号 ）に係る付属船については下記のとおり認可します。

記

| 使用区分 | 船名 | 漁船登録番号 | 総トン数 | 馬力数 | 使用者氏名 |
|------|----|--------|------|-----|-------|
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |
| | 丸 | FO - | トン | 馬力 | |

年 月 日

福岡県知事

海区漁業調整委員会規程

筑前海区漁業調整委員会
福岡県豊前海区漁業調整委員会 告示第1号
福岡県有明海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会規程を漁業法施行令(昭和25年政令第30号以下「令」と云う。)
第25条第3項の規定に基づき次のように定める。

昭和51年9月28日

| | |
|------------------|-------|
| 筑前海区漁業調整委員会会長 | 鎌田 穰 |
| 福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 | 安部 清 |
| 福岡県有明海区漁業調整委員会会長 | 亀崎 政雄 |

海区漁業調整委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法(昭和25年法律第267号。以下「法」という。その他法令に定める場合を除くほか海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の会議等に関し必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、学識経験のある者の中から福岡県知事が選任する。

(会長、副会長及びその職務)

第3条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会長等の任期)

第4条 会長及び副会長の任期は、2年とし再任されることができる。

2 会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間はなおその職務を行う。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長、副会長ともに欠けたとき又は事故があるときは、福岡県知事が招集する。

第6条 会長は次の各号の1つに該当するときは、14日以内に委員会を招集しなければならない。

一 委員会に対して知事又は農林水産大臣から意見を求められたとき。

二 委員の三分の一以上から書面で会議の目的たるべき事項を示して会議を招集すべ

き旨の要求があったとき。

2 その他会長が必要と認めるときは、委員会を招集することができる。

第7条 会議の招集の通知は、会議開催の日の5日前までに会議の日時、場所及び議案を記載し、書面をもって行う。但し緊急を要する場合はこの限りでない。

(議長)

第8条 会議の議長には、会長があたる。

2 会長に事故あるときは、副会長が議長の職務を行う。

3 会長及び副会長に事故あるときは、委員の中で最年長の者がこれにあたる。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。

3 委員会の会議は公開とする。

第10条 委員会は、あらかじめ通知した事項に限って議決する。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項については、この限りではない。

第11条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることはできない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席して発言することができる。

(専門委員等の会議への出席)

第12条 会長は、必要と認めるときは、会議にはかり専門委員又は参考人(以下「専門委員等」という。)の出席を求めることができる。

第13条 専門委員等が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 専門委員等の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を越えてはならない。

3 専門委員等の発言が、前項の範囲を越え又は利害関係人に不穏当な言動があったときは、議長はその発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

(欠席の届出)

第14条 委員、会議に出席を求められた専門委員等は、会議に出席出来ないときは、当該会議の開催時刻までに会長にその旨を届け出なければならない。

(採決の方法)

第15条 採決の方法は、投票、起立、挙手、又は簡易表決のいずれかを議長が適宜選ぶことができる。

(請願)

第16条 委員会に請願しようとする者は、委員を通じて会長に請願書を提出しなければならない。

2 請願書は、請願の要旨、提出年月日、氏名(法人にあつては事務所の所在地、代表者)職業、生年月日を記載し押印しなければならない。

3 会長は、請願書を受理したときは、委員会の議題としなければならない。

(議事録)

第17条 議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長があらかじめ指名した委員2名以上が署名押印しなければならない。

一 会議の日程及び場所

- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した専門委員等の氏名
- 四 議事の概要並びに議決結果
- 五 その他議長が必要と認める事項

(公開の手続)

第18条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年令、住所及び職業を記載し、議長まで届出なければならない。

- 2 傍聴人は定められた場所以外に立入ってはならない。
- 3 傍聴人は議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は議長の指示に従わねばならない。その指示に従わない場合は退場を命ずることができる。この場合傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(傍聴の禁止)

第19条 次の各号の1つに該当するときは、傍聴することができない。

- 一 凶器、その他危険のおそれのある物品を所有する者
- 二 のぼり、旗等を携帯する者
- 三 酒気を帯びている者
- 四 その他議長が特に不相当と認めた者

(公印)

第20条 委員会における公印は、次のとおりとする。



(規程の改正)

第21条 この規程の改正は、福岡県連合海区漁業調整委員会の議決によって行う。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は、そのつど委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年8月15日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。